

令和 6 年度 (2024 年度)
彦根市補助事業等
説明資料
(自治会長向け)

令和 6 年 (2024 年) 4 月

彦根市企画振興部まちづくり推進課

彦根市メール配信システムをご利用ください

—安心・安全情報をメールで配信します—

彦根市では、災害情報、防犯情報、火災情報を、いち早く市民の皆さんの「携帯電話」や「パソコン」にメール配信するサービス(登録無料)を提供しています。

※一部の情報を除き、登録された方が配信情報を選択することが可能です。

1 利用方法

◆ ① 空メールを送信してください

メールの配信を希望される人は、ご自分の携帯電話やパソコンから次のメールアドレスに空メールを送信してください。

アドレス・・・touroku@hikone-city.jp

※二次元コード読み取り機能があれば、右のQRコードからもアクセスできます。



日本語



中文



English



한국어



Português



Tiếng Việt

◆ ② 登録用のメールが返信されますので、記載してある URL から登録画面に進んでください

配信希望を登録するための URL 入りのメール(配信元アドレス：jouhou@hikone-city.jp)にアクセス(接続)してください。

◆ ③ 配信を希望する項目を選び、登録作業を行ってください

登録画面で、承認事項をよく読んで「同意する」をクリック後、メール配信の「登録」を選択してください。次に、各情報の中から、配信希望の情報を選択し、登録してください。

◆ ④ 登録完了メールが届きます

「メール配信登録完了」のメールが送信されてくると、登録完了です。

2 メール配信する情報

災害発生情報 ・ 国民保護情報(Jアラート情報) ・ 避難(注意喚起)情報 ・ 河川警戒水位情報

の4つの情報区分は自動的に配信登録されます。それ以外の情報は選択できます。



ダム放流、気象、地震情報 ・ 火災情報 ・ 防犯情報 ・ 光化学スモッグ PM2.5 情報 ・ 搜索者情報

感染症情報 ・ 食中毒注意報情報 ・ 交通安全情報 ・ 熱中症警戒アラート

3 利用上の注意事項

- ・ **申込み(登録)は無料**です(ただし、メール配信の登録・解除や、メール送受信にかかる通信料・パケット通信費は登録した人の負担となります。)
- ・ このメールは情報の配信のみで、返信はできません。
- ・ 防犯情報については、彦根警察署等の許可を経て配信する内容もあり、全ての情報を提供するものではありません。
- ・ 行方不明高齢者等の情報については、その性質上、個人が特定される情報が含まれる場合があるため、配信の目的(当該搜索者の早期発見・早期保護)以外には利用しないでください。

問合せ先：彦根市 市長直轄組織 危機管理課 0749-30-6150

目 次

★マークがある事業は、市 HP にて説明動画を掲載しています。

彦根市HP ホーム>くらし・手続き>まちづくり>自治会・町内会>令和 6 年度(2024 年度)彦根市補助事業等説明資料(自治会長向け)

	No.	事業・講座名	担当課	ページ
補助事業・支援事業	1	★まちづくり推進事業総合補助金	まちづくり推進課	1～23
	2	★防犯灯設置事業補助金		24～26
	3	★集会所設置等事業補助金		27、28
	4	★自主防災組織活動事業補助金	危機管理課	29～31
	5	除雪用機械購入事業補助金	建設管理課	32、33
	6	地域除雪作業委託事業補助金		34、35
	7	浄化槽設置整備事業補助金	生活環境課	36
	8	単独処理浄化槽撤去事業補助金		37
	9	リサイクル活動推進事業奨励金		38
	10	ごみ集積所設置補助金	清掃センター	39
	11	自治会等一斉清掃に係る揚土および草回収事業		40
	12	空き家対策総合支援事業補助金	住宅課	41、42
関連事業	1	★自治会からの要望書 (自治会活動に関係する市の業務について)	まちづくり推進課	43～46
	2	★広報ひこね等文書配布業務 (主な自治会発送文書一覧)		47～49
	3	★地域自主防犯活動支援事業		50、51
	4	★(一財)自治総合センター コミュニティ助成事業 (宝くじ助成事業)	①一般コミュニティ助成 事業・コミュニティセン ター助成事業	52～55
			②地域防災組織育 成助成事業	
	5	自主防災組織の結成と活動活性化推進事業	危機管理課	56、57
	6	自治会文書等の翻訳業務	人権政策課	58

	No.	事業・講座名	担当課	ページ
関連事業	7	多言語版広報ひこねの発行	人 権 政 策 課	59
	8	男女共同参画推進事業者・団体表彰制度	企画課女性活躍推進室	60
	9	簡易生ごみ処理普及啓発事業	生 活 環 境 課	61
	10	災害時避難行動要支援者制度	社 会 福 祉 課	62
	11	「ふくしのまちづくり応援グッズ」貸出事業	彦根市社会福祉協議会	63
	12	赤い羽根共同募金「つながり訪問セット」の配布		64
	13	赤い羽根共同募金助成事業「見守り合い活動推進助成」		65、66
	14	「LINE を使った回覧板の作り方」動画		67
	15	交通安全啓発(自転車編)	交 通 政 策 課	68
	16	交通安全啓発(飛び出し人形・ストップマークの交付)		69
出前講座	1	★防災出前講座	危 機 管 理 課	70
	2	男女共同参画出前講座 さんかくミニ講座	企画課女性活躍推進室	71
	3	国際理解教育出前講座	人 権 政 策 課	72
	4	環境学習出前講座	生 活 環 境 課	73
	5	ごみの減量出前講座		74
	6	消費生活講座		75
	7	ごみや資源の説明会	清 掃 セ ン タ ー	76
	8	高齢者虐待防止啓発出前講座	高 齢 福 祉 推 進 課	77
	9	認知症を知る出前講座(認知症サポーター養成講座)		78
	10	脳の健康チェック付きほっとかない認知症講座		79
	11	コツコツ続ける金亀(根気)体操出前講座		80
	12	成年後見制度について	障 害 福 祉 課	81
		高齢者の場合 障害のある人の場合		
	13	ゲートキーパー養成講座	障 害 福 祉 課	82
	14	こころとからだの健康づくり講座	健 康 推 進 課	83
	15	ドメスティック・バイオレンスを知る出前講座	子 育 て 支 援 課	84
	16	ヤングケアラーを知る出前講座		85
	17	子どもを虐待から守る出前講座		86
	18	発達障がいとは…?	発 達 支 援 セ ン タ ー	87

	No.	事業・講座名	担当課	ページ
出 前 講 座	19	文化財出前講座	文 化 財 課	88
	20	住宅の耐震化に関する出前講座	建 築 指 導 課	89
	21	予約型乗合タクシー 「愛のりタクシー」利用方法 出前講座	交 通 政 策 課	90

補助・支援事業

企画振興部 まちづくり推進課
元町4番2号(市役所本庁舎1階)
☎ 30-6117(直通)

概

要

自治会等(その名称にかかわらず地域住民が自主的に結成する町内会およびその連合体をいう。以下同じ。)が地域の連帯感および自治意識の向上を図り、自治会活動の活性化と地域社会の健全な発展のために行うまちづくり推進事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの

対 象 事 業

下記事業に該当するもの

(3つのメニューから、必要な補助事業を選び、一括で申請してください。)

① コミュニティ活動推進事業・・・別紙1 参照

② 自治会等活動保険加入事業・・・別紙2 参照

③ 地域安全活動推進事業・・・・・・別紙3 参照

この補助金は全ての事業完了後に請求いただくものですが、交付決定額の10分の6以内の額を概算払で交付することもできます。

ご希望の場合は、まちづくり推進課までお問合せください。

なお、①コミュニティ活動推進事業および③地域安全活動推進事業については、複数の自治会等により構成する連合体(連合自治会等)も申請できますが、②自治会等活動保険加入事業については、複数の自治会等により構成する連合体が申請された場合は、その連合体を構成する自治会等は申請することができません。

各 期 限

交付申請受付期間

令和6年6月28日(金) まで

実績報告書受付期間

令和7年3月31日(月) まで

※申請した全ての事業が完了した時点で速やかに実績報告書を提出してください。実績報告書の用紙は、交付決定通知書を送付する際に同封します。

※事業計画に変更があった場合は、必ず実績報告書提出前にご連絡ください。

ダウンロードできる書類

彦根市役所 申請書ダウンロードページから取得できます。

彦根市ホームページ

ホーム-情報で探す(組織から探す)-各課のご案内

ー企画振興部ーまちづくり推進課ー市政の情報

ー申請書ダウンロード(まちづくり推進課関係)

記入例

注意

全ての提出書類において、消しゴム等で消せるペンや修正液等は使用できません。

別 記

様式第1号(第4条関係)

年〇月〇日

彦根市長 様

自治会等名 〇〇自治会

代表者住所 彦根市△△町1-2

代表者氏名 会長 〇〇 〇〇

押印は不要です。

「会長」などの肩書もご記入ください。

彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付申請書

年度において、別紙事業計画書に基づき、事業を実施しますので、彦根市まちづくり推進事業総合補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

別紙1～3で申請いただく補助金の合計額およびその内訳をご記入ください。

1 補助金交付申請額	金	54,632	
(申請額の内訳)			
(1) コミュニティ活動推進事業	金	30,000	円
(2) 自治会等活動保険加入事業	金	7,700	円
(3) 地域安全活動推進事業	金	16,932	円

2 関係書類

- (1) 事業計画書(別紙1、別紙2または別紙3)
- (2) 事業計画書に添付すべき書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

自治会等が地域の連帯感や自治意識の向上を図り、自治会等の活動の活発化と明るいまちづくりを推進することを目的として実施する事業のうち、下表に該当するものを対象とします。

- ・申請は、下表の1～4(2)の項目欄からは1項目限りとします。
- ・テーマ4(3)およびテーマ5の申請については、いずれか1施設1回限りとします。
- ・同じ項目内であれば、同時に二品目以上申請できます。

例) 補助対象テーマ1の項目(3)で、草刈機と一輪車を申請

別表第1

補助対象テーマ	項 目	補助対象設備等
1 美しく、住みよい 地域環境をつくる ために	(1) 小さな緑地づくりの推進 (市の木等の植樹)	苗木、原材料 等
	(2) 花づくり運動の推進 (花壇の設置…市の花等)	フラワーポット、苗、ブロック、花壇 表示板、原材料 等
	(3) 清掃活動の実施	溝ふた揚げ機、草刈機、一輪車 等
	(4) ランドマークの設置	その地域の目印や象徴になるように建 造するための資材 等
	(5) コミュニティ掲示板または案内板 の設置	掲示板、案内板 等
2 歴史と文化を学び コミュニケーションの輪を広げるた めに	(1) コミュニティ新聞または自治会等 の連絡紙の発行	印刷機、複写機、紙折り機、パソコン、 デジタルカメラ、プリンター 等
	(2) 各種講座または文化教室の開催	テレビ、ラジオ、ビデオカメラ、ブル ーレイレコーダー、DVDレコーダー、 録音レコーダー、プロジェクター、ス クリーン、映写機、演台、黒板、ホワ イトボード、机、椅子 等
	(3) 郷土誌の発行	郷土誌の発行 等
3 健やかな心と体で 活気ある地域をつ くるために	(1) 運動会、球技大会、盆踊り、 納涼祭等の実施	スポーツ用具、テント、放送設備、祭 りに係る太鼓等の事業の実施に直接必 要な備品(消耗品を除く。)、当該備品 を収納するための格納庫等
	(2) カロム大会等の実施	カロム、囲碁、将棋 等
	(3) 健康教室の開催 (エアロビクスダンス、体操、 太極拳、ウォーク等)	健康管理用具、トレーニング用具 等
4 安心・安全な地域 をつくるために	(1) A E Dの設置	A E D機器およびその附属品
	(2) 防犯カメラの設置	防犯カメラおよびその附属品
	(3) 集会所敷地内の舗装(自治会が管 理および運営を行う集会所敷地内 のうち、避難場所として使用する 上で安全性および利便性の向上を 図るために行う舗装に限る。)	集会所敷地内の舗装 ※1施設1回限り申請可

補助対象テーマ	項 目	補助対象設備等
5 つどい・ふれあい と地域の絆を深 めるために ※1 施設 1 回限り 申請可	みんなの広場(子どもの遊びに必要な 遊具が設置された 100 平方メートル 以上の子どもの遊び場および草の根 ひろば(都市公園および開発に伴う公 園を除く。)のうち、自治会等が維持 管理および運営を行い、広く地域住民 に開放する広場をいう。)の修繕	(1) グラウンドの整備 (2) 駐車場の舗装 (3) 花壇、休憩所、倉庫、便所、フェ ンス、門扉、車止め、遊具、水飲み場、 時計塔等の修繕または更新 (4) 側溝および排水路の修繕 (5) (1)から(4)までに掲げる事項を 地域住民が行う場合は、これらの原材 料

- ・ 交付申請時に既に購入されているものは、補助の対象外です。
- ・ リースによるものは、補助の対象外です(例：印刷機のリース料)。

補 助 金 の 額

補助対象基本額

上記の別表第 1 に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費

補助率

補助対象基本額の 2 分の 1 以内

補助限度額

- ・ テーマ 1～3 は 30,000 円を限度
- ・ テーマ 4(1) は 100,000 円を限度
- ・ テーマ 4(2) は 2 台を上限とし 1 台につき 100,000 円を限度
- ・ テーマ 4(3) および 5 は 500,000 円を限度

そ の 他

この補助金を申請いただいたとしても、予算の都合上、ご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、次年度(令和 7 年度)に、テーマ 4(3)(集会所敷地内の舗装)およびテーマ 5(みんなの広場の修繕)の申請を検討される自治会は、できるだけ早期に(遅くとも 8 月末までに)まちづくり推進課までお問合せください。

該当する補助対象
にチェックを
お願いします。

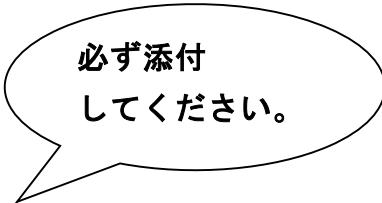
事業計画書

補助対象テーマ	☐ 1 美しく、住みよい地域環境をつくるために ☒ 2 歴史と文化を学びコミュニケーションの輪を広げるために ☐ 3 健やかな心と体で活気ある地域をつくるために ☐ 4 安心・安全な地域をつくるために ☐ (1) AED機器およびその付属品 ☐ (2) 防犯カメラおよびその付属品 ☐ (3) 集会所敷地内の舗装 ☐ 5 つどい・ふれあいと地域の絆を深めるために			
事業の内容 および 維持管理等の 状況(テーマ5)	自治会館内で各種講座を開催し、コミュニケーションの輪を広げるために、テレビを購入する。			
事業参加対象	世帯数	80 世帯	参加人数	80 人
着手予定	令和6年10月1日	完了	予定	令和6年10月15日
事業費	(総事業費)		(補助対象基本額)	
	89,000円		89,000円	
総事業費内訳	市の補助金	30,000円		
	自己資金	59,000円		
	その他特定財源	円		

備考

- 1 補助対象基本額は、総事業費のうち別表第1に掲げる補助対象設備等の整備に要する経費とすること。
- 2 市の補助金は、補助対象基本額の2分の1で、補助対象テーマ1から3までにあっては30,000円、補助対象テーマ4(1)にあっては100,000円、補助テーマ4(2)にあっては2台を上限とし1台につき100,000円、補助テーマ4(3)にあっては500,000円、補助対象テーマ5にあっては500,000円を限度として計算すること。
- 3 補助対象テーマ4(3)および補助テーマ5にあっては、事業の内容欄に、維持管理および運営の状況を併せて記入すること。
- 4 補助対象テーマ4(3)にあっては、舗装する土地の整備、維持管理および運営をする団体と土地の所有者とが別の場合は、当該所有者の承諾を得ておくこと。

裏面あり



必ず添付
してください。

添付書類

- 1 事業費に係る見積書の写し
- 2 整備しようとする設備等の内容が分かるもの(パンフレット、整備計画要図等)
- 3 防犯カメラの設置の場合にあっては、設置運用基準等の案の写し
- 4 補助対象テーマ4(3)にあっては、対象となる集会所を避難場所として使用することが分かる資料を添付すること。

〇〇町自治会の防犯カメラの設置および運用基準(例)

(目的)

第1条 〇〇町自治会（以下「自治会」という。）は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

(目的外使用の禁止)

第2条 自治会は、防犯カメラを運用するに当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

(設置および操作)

第3条 防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

番号	設置場所
1号機	〇〇町〇〇番 地先

2 （画像記録装置がある場合）画像記録装置は、〇〇〇〇に設置する。

3 （画像表示装置（モニター装置）がある場合）画像表示装置（モニター装置）は、〇〇〇〇に置く。

4 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。

(1) 犯罪が発生したとき。

(2) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。

(3) 地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。

5 自治会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

(プライバシーの保護)

第4条 自治会は、プライバシーの保護に努め、個人情報のみだりに公にすること等がないよう最大限の配慮をしなければならない。

(運用責任者)

第5条 自治会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。

2 運用責任者の任期は〇年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者が選任されたときは、前任者の残任期間とする。

3 運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものとする。

4 運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

(運用)

第6条 自治会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像表示装置(モニター装置)において不必要な監視は行わないこと。

- (2) 画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏洩がないよう画像データを厳重に保管すること。
- (3) 第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重に行うこと。
- (4) 記録された情報は原則として2週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りではない。

(モニターの閲覧等)

第7条 自治会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し（以下「モニターの閲覧等」という。）はできない。

(モニターの閲覧等の許可)

第8条 自治会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
 - (2) 犯罪が発生したとき。
 - (3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
 - (4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。
- 2 モニターの閲覧等を許可する場合は、自治会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、自治会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。
- 3 自治会がモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は1年間保管するものとする。
- 4 運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、自治会の議決を経るものとする。

附 則

この要領は、 年 月 日から施行する。

地域見守りカメラの設置および管理運用に関する ガイドライン



滋賀県警察

I はじめに

1 ガイドラインを策定する目的

防犯カメラの設置は、犯罪発生時に犯人の早期検挙につながるとともに、自主防犯団体による見守り活動を補完でき、他の防犯活動の取組に目が向けられるなど、自主防犯活動の活性化にもつながる相乗効果が期待できます。

2 防犯カメラとは？

このガイドラインで定める防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の人物が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像記録の機能を有するものをいいます。

3 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自分の容姿を無断で撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（肖像権）の趣旨も踏まえた慎重な取扱いが必要です。

II 防犯カメラの設置および運用にあたっての留意事項

1 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置および運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な画像の撮影を防ぐため、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、撮影範囲を必要最小限度にする必要があります。

カメラの角度を調整するなどして、住宅内部などの私的空間が映らないようにしましょう。

2 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯行を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域または撮影区域の出入口付近に「防犯カメラ作動中」および「設置団体名」を表示したプレートを設置することが必要です。



3 管理責任者の指定

防犯カメラの管理・運用にあたっては、管理責任者を定め、適正に実施する必要があります。

4 画像データの保存・取扱い

防犯カメラの画像については、外部に漏れることのないよう一定の基準を定めて適正に管理する必要があります。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラ・モニターおよび録画装置等を設置する場合は、機器の操作や画像データの確認などを行う者を限定することが妥当です。取扱いを行う担当者を指定し、指定された担当者以外の者が取り扱うことのないよう厳重な管理が必要です。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止およびその他の安全管理を徹底するために、保存期間は2週間程度としましょう。

(3) データの厳重な保管

録画装置、画像データの記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の視聴や盗難を防止するため、施錠のできる事務室内や設備の中で厳重に保管し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、IDやパスワードを使用し、画像データに流出等に注意しましょう。

(4) データの消去

保存期間が終了したり、保存の必要がなくなった画像データは、破砕や裁断等の処理を行うなどして、速やかに消去しましょう。

5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、カメラ撮影によって人の容姿等の個人情報を大量に収集・管理することになります。したがって、管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報を人に漏らしてはいけません。

6 画像データの提供

防犯カメラの画像データについては、プライバシーが侵害されることのないよう、次の場合を例外として、設置目的以外の目的に利用したり、第三者に提供してはいけません。

① 法令に基づく場合

② 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

③ 本人の同意がある場合または本人に提供する場合

また、画像データの提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め、適正に運用しましょう。

Ⅲ 運用基準の制定が必要です

○ 運用基準の制定

滋賀県では、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき、防犯カメラの適正な運用管理を目的として、平成16年12月に「防犯カメラの運用に関する指針」を定めています。

防犯カメラの設置者は、この指針に基づいて、管理責任者や取扱責任者等によって、このガイドラインの内容を踏まえた適切な運用が可能となるよう、防犯カメラの運用に関する基準を定め、その内容を周知・徹底することが必要です。（次頁以降参照）

(参考資料)

防犯カメラの運用に関する指針

1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき犯罪防止に留意した施設の普及などによる安全なまちづくりを推進するに当たり、防犯カメラを設置する場合において、その撮影または記録された画像を適正に管理するために必要な方策を定め、もって県民等のプライバシーを保護することを目的とする。

2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- （1）防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像表示または画像記録の機能を有するものをいう。

3 適用理念等

- （1）この指針は、防犯カメラを設置し、または管理する者（以下「設置者等」という。）が実施に努めるべき方策等を示すものとする。
- （2）この指針は、犯罪の予防への防犯カメラの有効性と県民等の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に運用するものとする。
- （3）この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

4 設置者等の責務

設置者等は、県民等のプライバシーを保護するため、防犯カメラを設置する施設の特色、設置目的等に応じて運用基準を定めるなど、その適正な管理に努めるものとする。

5 運用責任者の指定

設置者等は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適切な管理および利用を図るため、運用責任者を指定するものとする。

6 設置の表示

設置者等は、防犯カメラを設置するに当たっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

7 画像の利用および提供の制限

画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外に利用し、または他に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合
- （3）捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

8 画像の保存

画像の保存期間は、次に掲げる場合を除き2週間程度とする。

- （1）法令に基づく場合
- （2）捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

9 画像の消去

画像は、8に定める保存期間または8の（1）もしくは（2）に定める事由が終了した後、速やかに消去するものとする。

付則

この指針は、平成16年12月14日から施行する。

〇〇自主防犯協議会の防犯カメラの設置および運用基準（例）

（目的）

第1条 〇〇〇〇まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、自主的な防犯活動の一環として、公共の場所における住民の生命、身体および財産を守り、安全を保持するため、防犯カメラを設置する。

（目的外使用の禁止）

第2条 協議会は、防犯カメラの運用に当たり、その設置目的から逸脱する運用をしてはならない。

（設置および操作）

第3条 防犯カメラの設置場所は次のとおりとする。

番号	設置場所
1号機	
2号機	

2（画像記録装置がある場合）画像記録装置は、〇〇〇〇〇に設置する。

3（画像記録装置（モニター装置）がある場合）画像記録装置（モニター装置）は、〇〇〇に置く。

4 防犯カメラは、公共の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにする。ただし、次の場合においては、防犯カメラを操作し、特定の人もしくは物をズームアップすることができる。

（1）犯罪が発生したとき。

（2）犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。

（3）地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。

5 協議会は、防犯カメラを設置している旨の表示を、設置場所付近の適宜な場所に明示する。

（プライバシーの保護）

第5条 協議会は、防犯カメラの運用について、運用責任者を選任しなければならない。

2 運用責任者の任期は〇年とし、再任を妨げないものとする。なお、解任または辞任により後任者選任されたときは、前任者の残任期間とする。

3 運用責任者は、プライバシーの保護を図り、個人情報の保管等について適正な管理を行うものとする。

4 運用責任者は、その任務を第三者に委任してはならない。

（運用）

第6条 協議会および運用責任者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

画像表示装置（モニター装置）において不必要な監視を行わないこと。

（1）画像記録装置の設置場所の管理を適正に行い、記録された情報の漏えいがないよう画像データを厳重に保管すること。

（2）第三者による不正使用を防止するためモニターの設置場所の管理を特に厳重にすること。

（3）記録された情報は原則として2週間保存し、保存期間を経過した後に完全に消去すること。ただし、法令等に基づく場合および犯罪捜査の必要により警察署その他官公署から保存の要請があった場合はこの限りでない。

（モニターの閲覧等）

第7条 協議会の許可なく、モニターまたは記録された情報の閲覧および情報の持ち出し（以下「モニターの閲覧等」という。）はできない。

(モニターの閲覧等の許可)

第8条 協議会は、次に掲げるときはモニターの閲覧等を許可することができる。

- (1) 法令の定めがあるとき。
 - (2) 犯罪が発生したとき。
 - (3) 犯罪が発生する恐れがあると認められるとき。
 - (4) 地域における安全の保持、その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 上記理由により警察署その他官公署からの要求があったとき。
- 2 モニターの閲覧等を許可する場合は、協議会の役員会の協議を経なければならない。ただし、緊急を要する場合には、協議会の会長または運用責任者の承認を得れば許可することができる。この場合、許可した直後の役員会において承認を受けなければならない。
- 3 協議会のモニターの閲覧等を許可した場合は、運用責任者は、許可を受けた者の氏名、連絡先、閲覧日時、場所、理由、閲覧をする情報の範囲、条件等を記録しなければならない。また、記録簿は1年間保管するものとする。
- 4 運用責任者およびモニターの閲覧等を許可された者は、これにより知り得た事項をみだりに他人に知らせまたは不当な目的に使用してはならない。なお、運用責任者については、その職を退いた後も同様とする。

(要領の改廃)

第9条 この要領の改廃は、協議会の議決を減るものとする。

付 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

防犯カメラの運用に関する必要事項一覧表（参考例）

※ 画像表示装置等の設置場所に本一覧表に表示し、常に防犯カメラの適切な運用に努めましょう。
（捜査機関等の関係先にあらかじめ通報しておきましょう。）

項目	
防犯カメラの撮影区域	☐ 防犯カメラを次の区域（施設内等）に設置 （記載例） ※ ○○市（町、村）○○番地～○○番地までの△△商店会 ※ ○○市（町、村）○○番地 スーパー△△△店内
防犯カメラの設置台数	街頭（道路、公園、商店街等） 台 施設（店舗、駐車場等内） 台
防犯カメラの設置の明示	☐ 防犯カメラ設置明示 ☐ あり ☐ なし 防犯カメラ撮影区域内外に 枚 設置 ☐ 表示内容 ☐ 防犯カメラ設置中（実際に明示している表現で記載） ☐ 防犯カメラの管理者・運用責任者 ☐ 連絡先 ☐ 商店街の有線放送、店内放送あり
防犯カメラ管理者	管理者 役職名 ○○自治会長 ○○商店会長 氏名 連絡先（電話番号）
防犯カメラ運用責任者	運用責任者 役職名 氏名 連絡先（電話番号）
画像表示装置 （モニター装置）	☐ 設置あり ☐ 設置なし
画像記録装置	☐ 設置あり 画像記録装置の記録媒体の種類 ☐ ビデオテープ ☐ DVD ☐ CD ☐ コンピューター内蔵のハードディスク ☐ コンピューター外付けのハードディスク ☐ その他（ ） ☐ 設置なし
画像データの保存期間	☐ 保存期間 2週間 （○月間） ☐ 画像データの消去日 隔週 ○曜日 毎月 第○曜日
画像データの提供	☐ データ提供に関する判断基準 メンバー（ 名） （1） （2） （3）
防犯カメラ等の操作者の指定	☐ 防犯カメラの操作者 氏名 ☐ 画像表示装置の操作者 氏名 ☐ 画像記録装置の操作者 氏名
苦情の処理	☐ 防犯カメラ管理者・運用責任者が対応する ☐ 別に苦情処理担当者を定めている 役職 氏名 連絡先

モニターの閲覧等記録簿 (例)

閲覧日時 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分	
閲覧場所	
閲覧者	所属機関
	職 ・ 氏 名
	連絡先
閲覧等	目 的
	情報範囲
	条 件
そ の 他 特 記 事 項	

②自治会等活動保険加入事業

自治会等の活動の活性化と地域社会の健全な発展を推進することを目的とし、自らの活動における事故等の損害補償のために、自治会等が年間を通じた保険に加入するものを対象とします。

- ・ 保険加入期間の **開始日** が、今年度中のものを対象とします。

※補助金の交付申請日において、既に当該年度における保険への加入が完了している場合であっても、市長が適当と認めるものについては補助対象とします。

- ・ 通年保険のみを対象とし、費用損害に係る保険料は除きます。

※費用損害：屋外で行われる自治会活動等が悪天候などで中止、または延期となった場合に被る損害に対して、保険金が支払われるもの

- ・ 単位自治会を取りまとめている連合自治会の一括加入も補助対象とします。

補 助 金 の 額

補助対象基本額

当該保険に加入する世帯数に 164 円を乗じた額または補助対象となる保険料の総支払額の**いずれか低い方の額**

補助率

補助対象基本額の **2 分の 1 以内**

記入例

別紙2(自治会等活動保険加入事業)

事業計画書

保 険 の 名 称	例) 自治会活動保険		
保 険 加 入 対 象	世帯数	(保険に加入される世帯数)	100 世帯
契 約 予 定 期 間	自 : 令和6年 4月 1日 ~ 至 : 令和7年 4月 1日		
保 險 料	(総支払額) : A		24,050 円
	(Aのうち、費用損害に係る保険料額を除いた額) : B 24,050 - 8,650 = 15,400		15,400 円
164円に加入世帯数を乗じた額	164円 × (加入世帯数) : C 164円 × 100 = 16,400		16,400 円
補 助 対 象 基 本 額	(BまたはCのいずれか低い方の額) : D 15,400		15,400 円
総事業費内訳	市の補助金	D × 1/2 : E 15,400 × 1/2 = 7,700	7,700 円
	自己資金	A - E 24,050 - 7,700 = 16,350	16,350 円

見積書の額を記載

費用損害に加入している場合は、記入

備考

- 1 費用損害とは、屋外で行われる自治会活動等が雨等で中止または延期となった場合に被る損害に対して保険金が支払われるもので、市の補助対象からは除外すること。

添付書類

- 1 保険料に係る見積書の写し

必ず添付してください。

注1 自治会活動保険に既に参加されている場合も、参加前に保険会社から取り寄せていただいた見積書等を添付願います。

注2 自治会活動保険の更新日が6月末日以降になる場合も、一旦保険会社から見積書等を取り寄せていただき、添付願います。

③地域安全活動推進事業

地域安全の確保を目的として、自治会等が防犯灯の維持管理と併せて自主的に実施する事業のうち、下表に掲げるものを対象とします。

事業名	事業例
1 安全意識の高揚のための事業	防犯講習会、街頭啓発、広報紙の発行等
2 自主的な安全活動を推進する事業	防犯パトロール、夜回り、通学路・公園等の安全点検、有害図書の回収、街頭指導等
3 生活安全に関する環境を整備する事業	空き地の草刈・空き家の出入禁止等の適正管理、まちを明るくするための民家の門灯等の点灯運動等

補 助 金 の 額

補助対象基本額

自治会等が設置した防犯灯の維持管理に要する経費

※防犯灯の基数は、関西電力株式会社が自治会等に発行した申請年度の 5月請求分 の電気料金請求内訳書に記載された 公衆街路灯の口数を基準 とする。

※一口に複数の防犯灯が付いている場合は、まちづくり推進課までご相談ください。

補助対象基本額の計算方法

$$\text{口数} \times \text{月額単価} \times 12(\text{箇月}) = \text{補助金額}$$

※月額単価は防犯灯のワット(W)数によって異なります。

10W以下	145 円
10Wを超え 20W以下	189 円
20Wを超える	277 円

パターン 1

10W欄に記載されている数に 145 円を乗じたもの

パターン 2

20W欄に記載されている数に 189 円を乗じたもの

パターン 3

口数欄から 10W・20W欄に記載されている数を引いた数に 277 円を乗じたもの

補助金額

パターン 1 と 2 と 3 のそれぞれで計算した数字を足したものが補助金額になります。

例)

口数	10W	20W	40W	60W	100W
7	2	3	1	1	0

パターン 1 2 基 × 145 円 × 12 箇月 = 3,480 円

パターン 2 3 基 × 189 円 × 12 箇月 = 6,804 円

パターン 3 (7 基 - 5 基) × 277 円 × 12 箇月 = 6,648 円

補助金額 16,932 円

補助率

10 分の 10 以内

記入例

別紙3(地域安全活動推進事業)

事業名および事業例のうち、該当するものをチェック願います。
(複数チェック可)

事業計画書

防犯灯の維持管理と併せて、
20ページの表に掲げる事業例の中から、1事業以上を実施すること

事業の名称	事業の内容	事業の詳細 (日時、場所等)
☐ 安全意識の高揚のための事業	☐ 防犯講習会 ☐ 街頭啓発 ☐ 広報紙の発行 ☐ その他 ()	
☒ 自主的な安全活動を推進する事業	☒ 防犯パトロール ☒ 夜回り ☐ 通学路・公園等の安全点検 ☐ 有害図書の回収 ☐ 街頭指導 ☐ その他 ()	・防犯パトロール 12月29・30日、年末警戒のためのパトロールを行う。 ・夜回り 土曜日に組ごとで夜回りを行う。また同時に防犯灯の点灯などの確認も行う。
☒ 生活安全に関する環境を整備する事業	☒ 空き地の草刈・空き家の出入禁止等の適正管理 ☐ まちを明るくするための民家の門灯等の点灯運動 ☐ その他 ()	・空き地の草刈り 春の一斉清掃(5月〇日) 秋の一斉清掃(9月〇日)で行う。
事業参加対象	世帯数 75 世帯	参加人数 100 人
着手予定	令和 6 年 4 月 1 日	完了予定 令和 6 年 12 月 30 日
防犯灯基数	基準月における防犯灯合計数：A	
	7 基	
	Aのうち10ワット以下の防犯灯基数：B	
	2 基	
防犯灯基数	Aのうち10ワットを超え20ワット以下の防犯灯基数：C	
	3 基	
防犯灯基数	Aのうち20ワットを超える防犯灯基数(A－B－C)：D	
	7－2－3＝2 2 基	
内訳	10ワット以下	基準月における10ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価 (145)円×B×12：E (145円×2基×12月) 3,480 円
	10ワットを超え20ワット以下	基準月における10ワットを超え20ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価 (189)円×C×12：F (189円×3基×12月) 6,804 円
	20ワット超え	基準月における20ワットを超え40ワット以下の防犯灯に係る1灯当たりの月額単価 (277)円×D×12：G (277円×2基×12月) 6,648 円
補助対象基本額 (市の補助金)	E＋F＋G 16,932 円	

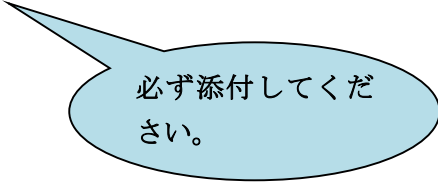
電気料金請求内訳書の最終ページ下段の表を基に記入願います。

備考

- 1 事業の名称および内容は、防犯灯の維持管理に併せて自治会等が実施する事業のうち、該当するものにチェック(複数可)を入れ、事業の詳細は、日時、場所等の詳細を記載すること。
- 2 基準月は、申請年度の5月とすること。
- 3 防犯灯基数は、関西電力株式会社が自治会等へ発行した基準月請求分の電気料金請求内訳書に記載された公衆街路灯の口数とすること。
- 4 月額単価は、基準月における関西電力株式会社の電気料金請求額とすること。

添付書類

基準月(5月)における関西電力株式会社発行の電気料金請求内訳書の写し
(複数枚にわたる場合は、**全てのページの写し**を添付すること。)



必ず添付してください。

關西電力株式会社

[illegible]

A

B

C

$$D=A-B-C$$

企画振興部 まちづくり推進課
元町4番2号(市役所本庁舎1階)
☎ 30-6117(直通)

概

要

犯罪のない明るい社会を実現するために、自治会または防犯自治会等が設置するLED防犯灯に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助するもの

対 象 事 業

- (1) 新たにLED防犯灯を設置するもの
 - (2) 既存のLED灯以外の防犯灯(蛍光灯や水銀灯等)からLED防犯灯に切り替えるもの
 - (3) 公道や不特定多数の人が利用する私道の照明を目的とするもの
 - (4) 防犯灯としての機能を果たせるもの
 - (5) 補助対象経費について、他の制度の補助を受けていないもの
- ※ 自治会との境界等に設置を検討する場合は、隣接する自治会と協議の上、重複設置がないように、効果的な防犯灯の設置をお願いします。
- ※ 市が管理している防犯灯については、切り替えないようにご注意ください。
市の管理する防犯灯については、彦根市ホームページの便利ナビゲーショングループ内の彦根まっぷをクリックし、ポータル画面の防犯情報から確認してください。

対 象 経 費

- (1) 防犯灯の設置工事費(灯具本体および取付器具を含む。)
 - (2) 防犯灯の設置にかかる申請手数料等
- ※ 既に設置されている防犯灯の維持管理費(管球・器具交換、移設等)や、集会場や神社、駐車場や公園の敷地内を照らす照明は除く。

補 助 金 の 額

補助率

LED防犯灯 1灯当たりの補助対象経費の1/2以内(1,000円未満切捨て)

補助限度額

◎共架式[既設の電柱等に設置するもの]

LED灯 1基につき限度額 12,000円

◎ポール式[新たにポールを購入し、設置するもの]

LED灯 1基につき限度額 23,000円

◎既存のLED灯以外の防犯灯からLED灯への切替え

1基につき限度額 12,000円

ダウンロードできる書類

彦根市ホームページ ホーム情報で探す(組織から探す)－各課のご案内－企画振興部
－まちづくり推進課－市政の情報
－申請書ダウンロード(まちづくり推進課関係)

設 置 の 流 れ

- ① **協議書**に防犯灯の設置を希望する場所の位置図を添付し、提出してください。
なお、防犯自治会支部長ではなく、各自治会ごとにまちづくり推進課へ提出してください。

〔協議書は、別添の各種申請用紙の中にあります。〕

協議書の提出 令和6年6月28日(金)まで

- ② 市が当該年度の予算の範囲内で配分数を決定し、自治会に通知(内示)します。
また、通知(内示)は各地域の防犯自治会支部長にもお知らせします。

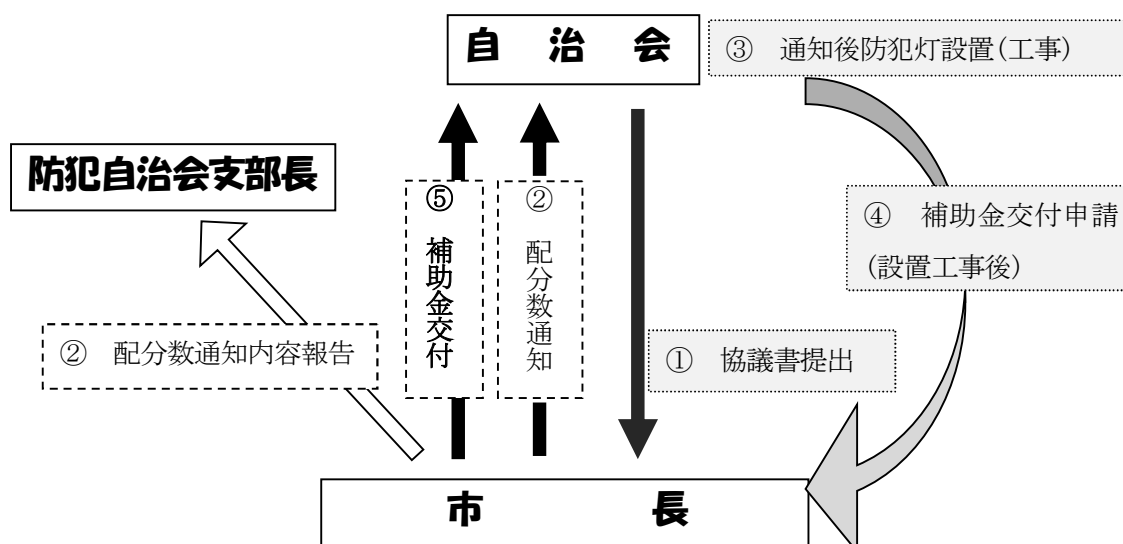
通知の予定日 7月末

※通知(内示)以前に着工されると補助対象になりませんので、ご注意ください。

- ③ 通知(内示)を受けた後、配分数に従って防犯灯を設置してください。
- ④ 設置完了後、市に補助金交付申請書(実績報告を含むもの)を提出してください。
〔申請書は、通知(内示)の際にお送りします。〕

申請書の提出期限 10月末

- ⑤ 申請および実績報告の内容を審査の上、補助金を交付します。



記入例

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

彦根市長 様

会長宛での通知の送付先となる
住所を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

団体所在地(代表者住所) **彦根市△△町1-2**

団体名称 **〇〇自治会**

役職および代表者名 **会長 〇〇 〇〇**

彦根市防犯灯設置事業補助金防犯灯設置協議書

ＬＥＤ防犯灯を設置し、または既存のＬＥＤ防犯灯以外の防犯灯をＬＥＤ防犯灯に切り替えた
いので、彦根市防犯灯設置事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり協議し
ます。

記

1 設置数

新設事業	共架式	1 灯
	ポール式	灯
切替事業		3 灯

備考

- 1 電力柱等に新たに設置する場合は、新設事業の共架式とすること。
- 2 灯具等を取り付けるためにポールから新たに設置する場合は、新設事業のポール式とすること。
- 3 ＬＥＤ灯以外の防犯灯をＬＥＤ防犯灯に切り替える場合は、切替事業とすること。

2 添付書類

次の場所を赤字で示した**位置図**

**必ず添付
してください。**

- (1) 新設事業の対象となる防犯灯の場所(●で記入すること。)
- (2) 切替事業の対象となる防犯灯の場所(▲で記入すること。)

企画振興部 まちづくり推進課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 1 階)
☎ 30-6117(直通)

制 度 の 概 要

市内の単位自治会またはその構成する連合体がコミュニティ活動の場として良好な地域社会の形成と住民福祉の増進を図り、広く住民の利用に供するために自主的に集会所を設置する事業等に要する経費の一部を補助するもの

集会所として必要な機能

- (1) 集会および対話に必要な機能
- (2) 自ら研修し、教養を高めるのに必要な機能
- (3) 老人憩いの場として必要な機能
- (4) 地域文庫としての必要な機能

補助の対象となる経費

- (1) 集会所設置事業
集会所の建築または購入に要する経費
(備品整備費、既存の集会所の増築または改修に要する経費、外構工事費、既存建物除去費等は対象外)
- (2) 集会所改修事業
既存の集会所およびその敷地内の通路を人に優しい構造に改修するために要する経費(備品整備費は対象外)で、その事業費が 50 万円以上のもの
- (3) 集会所耐震診断事業
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された既存の集会所に対する耐震診断の実施に要する経費
- (4) 集会所耐震改修事業
倒壊または大破壊の危険があると診断された集会所(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された既存の集会所に限る。)を耐震上、安全な状態にするための改修で、避難所として必要なバリアフリー化を含む工事(木造の集会所では、耐震診断の結果、上部構造評点等が 1.0 未満と診断された建物の上部構造評点等を 1.0 以上に引き上げる工事に限る。)に要する経費(設計監理費を含む。)

※ 集会所用地の取得に要する経費は対象外

補 助 金 の 額

(1) 集会所設置事業

補助金の対象となる経費(実際に集会所を設置するのに要した費用)の 1/4 以内

限度額 600 万円

(2) 集会所改修事業

補助金の対象となる経費(実際に集会所を改修するのに要した費用)の 1/4 以内

限度額 600 万円

(3) 集会所耐震診断事業

補助金の対象となる経費(実際に耐震診断の実施に要した費用)の 1/6 以内

限度額 木造 4 万円

 非木造 10 万円

(4) 集会所耐震改修事業

補助金の対象となる経費(実際に集会所を耐震改修するのに要した費用)の 1/6 以内

限度額 木造 130 万円

 非木造 160 万円

そ の 他

この補助金の申請を検討される場合は、できるだけ早期に(遅くとも 8 月末までに)まちづくり推進課までお問合せください。

なお、集会所設置等の事業の実施は、次年度(令和 7 年度)となります。

ただし、補助金を申請いただいたとしても、予算や件数の都合上、ご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、集会所の建築については、「(一財)自治総合センターコミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)」(本冊子 52～55 ページ記載)のコミュニティセンター助成事業の申請も併せて行っていただく必要があります。

市長直轄組織 危機管理課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 4 階)
☎ 30-6150(直通)

概 要

自主防災組織が実施する組織の基礎づくりと防災力の強化を図るための防災資機材等の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付するもの

※自主防災組織を対象としているため、自治会および設置届を提出されていない防災組織は対象となりません。

対 象 事 業

購入する防災資機材等の種類により、第一種事業・第二種事業・第三種事業から事業を選択。

新たに自主防災組織を設置した場合は、設置された年度に限り設置事業が申請可能。別紙「彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱別表(第 3 条関係)」を参照。

対 象 経 費

防災資機材等の購入費

別紙「彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱別表(第 3 条関係)」を参照。

補 助 金 の 額

補助対象限度額および補助率は次のとおりとし、補助対象経費と補助対象限度額のいずれか少ない方の額に補助率を乗じた額(1,000 円未満切捨て)を上限として補助を行うものとする(利用に際してはあらかじめの相談をお願いします。)

第一種事業 補助対象限度額 30 万円：補助率 2 分の 1

第二種事業 補助対象限度額 100 万円：補助率 2 分の 1

第三種事業 補助対象限度額 下限 30 万円～上限 200 万円：補助率 2 分の 1

※第三種事業に関しては、必ずあらかじめの相談をしてください。

設置事業 補助対象限度額 15 万円：補助率 1 分の 1

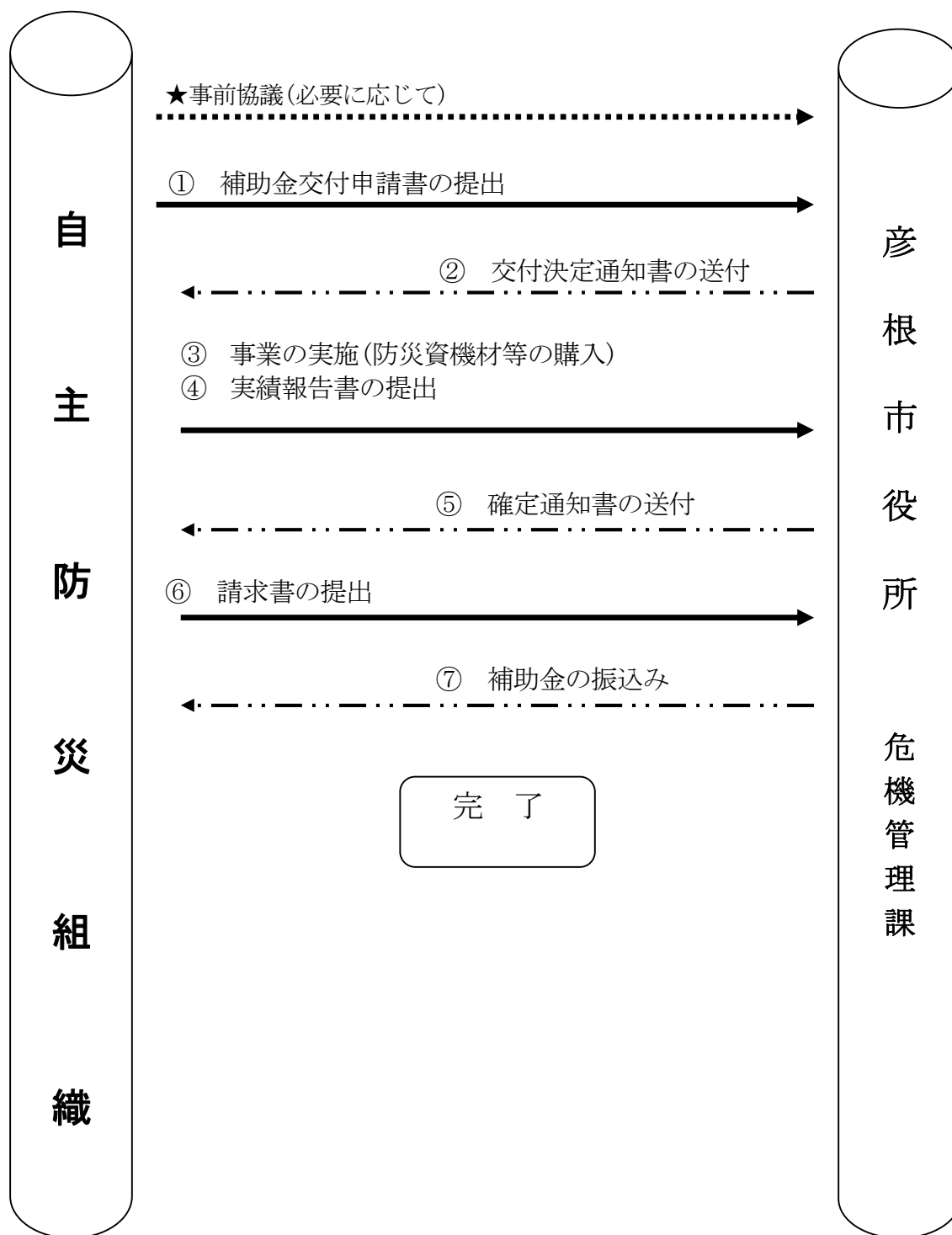
別紙「彦根市自主防災組織活動事業補助金交付要綱別表(第 3 条関係)」を参照。

ダウンロードできる書類

なし

※申請書類は危機管理課にて内容を説明させていただいた後にお渡ししています。

交付までのながれ



別表(第3条関係)

補助事業の種類		補助対象経費	補助対象限度額	補助率
彦根市自主防災組織活動事業	第一種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 情報収集伝達用資機材 メガホン、ラジオ、トランシーバー、小型屋外サイレン、放送設備、衛星携帯電話(本体購入費に限る。) (2) 初期消火用資機材 消火器(街頭用、訓練用)、消火バケツ、消火栓ボックス、消火栓用ホース、ノズル、はっぴ、作業服、長靴、管鎗(そう)、スタンドパイプ、キーハンドル (3) 避難・救出・救護用資機材 避難旗、救急用品、担架、救急医療具、ヘルメット、強力ライト、ロープ、はしご、バール、のこぎり、小型発電機、投光器、チェーンソー、避難場所看板、避難誘導看板、ベスト(ビブス)、かけや、スコップ、コードリール、誘導灯、車椅子、ストレッチャー (4) 給水・給食用資機材 湯茶器、給水タンク、炊飯器具、調理器具、かまどベンチ(材料費に限る。) (5) その他第一種事業の資機材等として市長が認めるもの	(千円) 300	2分の1
	第二種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 初期消火用資機材 可搬式動力ポンプ、消火マスター(訓練用) (2) 避難・救出・救護用資機材 大型発電機、発電機付投光器、リヤカー (3) 給水・給食用資機材 移動式炊飯器、飲料水用ろ水器 (4) 防災知識普及啓発用備品 訓練用人形 (5) その他 ホース乾燥塔(附属設備(巻き上げウインチ)を含む。)、資機材収納箱、資機材倉庫、パイプテント (6) その他第二種事業の資機材等として市長が認めるもの	(千円) 1,000	2分の1
	第三種事業	次に掲げる資機材等のうち補助事業者が選択するものの購入費 (1) 救助用資機材 携帯用無線機、発電機、投光器、可搬式ウインチ、チェーンソー、エンジンカッター、油圧式ジャッキ等 (2) 消火用資機材等 組立式水槽、可搬式動力ポンプ、小型動力ポンプ等 (3) その他 炊飯装置、資機材倉庫、掛矢、ヘルメット、法被、手袋、長靴、担架等	(千円) 下限 300 上限 2,000	2分の1 (滋賀県自治振興交付金との併用)
	設置事業	第一種事業に準じる。	(千円) 150	1分の1

(注意事項)

補助金を利用されるに当たっては、補助事業の種類によって、自主防災組織を設置した初年度のみ申請可能や、同一の事業を2か年連続して受けることはできないなど、条件がございますので、ご所属の自主防災組織が利用可能かどうかについては、危機管理課までお気軽にお問合せください。

No.5

補助事業

除雪用機械購入事業補助金

建設部 建設管理課
元町4番2号(市役所本庁舎2階)
☎ 30-6121(直通)

概要

自治会等(P T A、その他の地域的な共同活動を行う団体を含む。)が、生活道路、通学路等の通行の確保のために自主的に実施する除雪活動に必要な除雪用機械の購入費用に対し経費の一部を補助します。

対象事業

自治会等からの申請に基づき、市が除雪用機械の購入を必要と認めた場合、除雪用機械購入費が補助対象となります。

対象経費

- 除雪用排雪板
- 自走式除雪用機械
- ※除雪用排雪板を駆動するトラクター、自動車等は、補助金の交付の対象外です。
- ※自治会等に補助金を交付することができる除雪用機械の台数は、除雪活動の対象となる除雪延長の距離が3キロメートルまでは2台。以降3キロメートルを超えるごとに1台を追加できます。
- ※除雪用機械の更新費用は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5か年度を経過したものについて、費用の対象経費となります。

申込期間

購入を検討されている段階で、事前に建設管理課に連絡をお願いします。

補助金の額

補助率は除雪用機械等購入費の50%以内で、予算の範囲内で補助します。
(補助金の限度額は40万円)

ダウンロードできる書類

彦根市ホームページ ー組織からさがす ー各課のご案内 ー建設部 ー建設管理課 ーまちづくり ー除雪に関する補助制度
URL: https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_kensetsu/2/3/2/2928.html
・除雪用機械購入事業補助
・除雪用機械購入事業補助様式

除雪用機械購入事業補助金の概略流れ

手 続 順	対 応 者	内 容
1	自治会 PTA 様式 1 号	<補助金交付申請書の提出> 除雪用機械購入事業補助金交付申請書(様式 1)を市に提出 [事業計画書(様式 1-1)、除雪計画対象路線図、収支予算書(様式 1-2)、 見積書、カタログまたはパンフレット]
2	市	<交付決定通知書> 交付申請の審査後、申請者に交付決定通知書を送付
3	自治会 PTA	<対象機械の購入>
4	自治会 PTA 様式 3 号	<実績報告書の提出> 除雪用機械購入事業補助金実績報告書(様式 3)を市に提出 [事業報告書(様式 3-1)、収支決算書(様式 3-2)、機械購入に係る 領収書写し、除雪用機械の写真(カラー数枚)]
5	市	<補助金確定通知書> 実績報告の内容を確認後、申請者に補助金確定通知書を送付
6	自治会 PTA 様式 5 号	<補助金交付請求書の提出> 5.の補助金額の決定を受け 除雪用機械購入事業補助金交付請求書(様式 5)を市に提出
7	市	<補助金の支払>

※申請いただく場合は事前に<建設管理課>に連絡いただきますようお願いいたします。

※各申請様式は本市 HP に添付しております。

※P.52～P.55 に掲載しております(一財)自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)のうち、「一般コミュニティ助成事業」において除雪機を助成対象としておりますので、ご確認ください。

なお、「一般コミュニティ助成事業」の申請については、まちづくり推進課(TEL30-6117)にお問合せください。

建設部 建設管理課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6121(直通)

概 要

自治会等(P T A、その他の地域的な共同活動を行う団体を含む。)が、生活道路、通学路等の通行の確保のために自主的に実施する機械による除雪作業の委託経費に対し経費の一部を補助します。

補 助 要 件

- ・除雪路線は、市や県が行う除雪指定路線以外の道路または生活道路、通学路指定路線、除雪路線に付帯する歩道に該当すること。
- ・自治会等と会員等または業者間で委託契約を締結していること。
- ・業者と委託契約を結ぶ場合で市の除雪業者と重複する場合、市の除雪作業を優先することに同意していること。
- ・除雪作業は積雪 10cm 以上であること。

対 象 経 費

- ・会員等による機械除雪作業に対する補助は人件費のみ
- ・補助する人件費は 1 機械当たり 1 人を対象とし、市が設定する人件費単価以内

申 込 期 間

11 月末までをめどに実施計画書の提出を行ってください。なお、検討されている段階で、事前に建設管理課に連絡をお願いします。

補 助 金 の 額

- ・補助額は時間当たりの除雪時間単価(市設定単価以内)に実働時間を乗じた額の 50% 以内(準備期間・待機時間は対象外)
- ※時間単価は会員等または業者委託ともに市の設定単価以内
- ※実働時間は 15 分単位

ダウンロードできる書類

彦根市ホームページ ー組織からさがす ー各課のご案内 ー建設部 ー建設管理課
ーまちづくり ー除雪に関する補助制度

URL:https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_kensetsu/2/3/2/2930.html

- ・地域除雪作業委託事業補助
- ・地域除雪作業委託事業補助様式

地域除雪作業委託事業補助金の概略流れ

雪害対策期間：12月1日～3月20日

手 続 順	対 応 者	要 綱 様 式	内 容
1	申請者	第6条 様式1号	＜事業計画の提出＞11月から随時 地域除雪作業委託事業実施計画書(様式1)を市に提出 除雪予定路線図、除雪延長、除雪対応期間、委託方法・委託者、時間単価、使用機械の写真などを記載添付
2	市	第7条	＜補助事業の内定＞ 補助事業の内定通知 事業計画書の内容を審査の上、申請者に補助事業対象の内定を通知(内定後の作業が補助対象) ※委託方法、基準単価(昼間・夜間)、実施期間、条件を含め通知 条件⇒業者委託で市の除雪業者と重複する場合、内定通知の条件に「市の除雪作業優先に同意すること」を記載。除雪作業に出動する際は申請者が都度市に報告すること。 委託契約書の様式を内定通知と合わせて送付
3	申請者	第7条	委託契約書の写しを市に提出
4＜除雪期間＞ 申請者による事業実施 除雪作業を実施された場合は、その都度速やかに「除雪委託作業内訳表(様式2-1)」または「除雪日誌(様式2-2)」を市にメールもしくはFAX等で報告			
5	市		＜交付申請書の提出依頼を申請者へ連絡＞2月中旬から3月上旬
6	申請者	第8条 様式2号	＜交付申請書の提出＞期間完了後3/24頃までを期限 地域除雪作業委託事業補助金交付申請書(様式2)を市に提出 除雪作業委託の内訳表、除雪日誌、除雪状況写真、委託契約費の支払に係る領収書写しを添付
7	市	第9条 様式3号	＜交付決定＞ 地域除雪作業委託事業補助金交付決定通知書(補助金額の決定) 申請者への交付決定通知に合わせて補助金交付請求書の様式を送付
8	申請者	第11条 様式4号	＜補助金交付請求書の提出＞ 7.の補助金額の決定を受け 地域除雪作業委託事業補助金交付請求書(様式4)を市に提出
9	市		＜補助金の支払＞
事業完了			

市民環境部 生活環境課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6116(直通)

概要

公共用水域の水質汚濁防止を推進するため、合併処理浄化槽(し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽)の設置に要する経費の一部を補助するものです。

対象事業

補助対象地域の住宅または自治会の設置する集会所等への合併処理浄化槽の設置
補助対象地域(以下の①、②いずれにも該当するもの)

- ①公共下水道または農村下水道以外の区域ならびに公共下水道または農村下水道区域であって、浄化槽の補助申請時から 7 年以上の整備が見込まれない地域
- ②開発に伴う協議了解事項において、浄化槽(各戸別)の設置が義務付けられていない地域(ただし、平成 4 年 3 月 31 日以前に同協議が終了しているものおよび一宅地の開発であって、設置される浄化槽が 10 人槽以下のものは除く。)

対象経費

浄化槽本体費用と浄化槽本体設置に伴う工事費用

補助金の額

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5 人槽	330,000 円
7 人槽	411,000 円
10 人槽	519,000 円

(令和 6 年 4 月予定金額です。国の予算により、今後、変更の可能性があります。)

市民環境部 生活環境課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6116(直通)

概要

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、既存の単独処理浄化槽に合併処理浄化槽の機能を持たせることが困難で、かつ、単独処理浄化槽を撤去しないと合併処理浄化槽を設置できない場合において、単独処理浄化槽の撤去に要する経費の一部を補助するものです。

対象事業

①補助対象地域

公共下水道または農村下水道以外の区域ならびに公共下水道または農村下水道区域であって、浄化槽の補助申請時から 7 年以上の整備が見込まれない地域

②補助対象単独処理浄化槽は

次のアからウまでの条件を満たし、かつ、設置する浄化槽はエからカのいずれかに該当するものであること。

ア 単独処理浄化槽設置の届出がされているもの

イ 対象処理人員が 50 人槽以下であるもの

ウ 使用開始から撤去までの期間において、浄化槽法や滋賀県、彦根市の浄化槽取扱要綱に基づき適正に維持管理が行われているもの

エ 住居(共同住宅を除く。)用または店舗併用住宅用のもの

オ 彦根市内の単位自治会またはその構成する連合体が、コミュニティ活動の場として良好な地域社会の形成と住民福祉の増進を図り、広く住民の利用に供するため、自主的に設置する集会所で、生活雑排水およびし尿処理部分について他法令等における補助制度を受けていないもの

カ その他市長が必要と認めるもので、生活雑排水およびし尿処理部分について他法令等における補助制度を受けていないもの

対象経費

単独処理浄化槽の撤去に要する費用

補助金の額

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5 人槽～50 人槽	90,000 円

(令和 6 年 4 月予定金額です。国の予算により、今後、変更の可能性があります。)

市民環境部 生活環境課
元町4番2号(市役所本庁舎2階)
☎ 30-6116(直通)

概要

リサイクルおよびごみ問題に対する意識の高揚を図るとともに、ごみの減量を推進するため、資源回収活動を行う団体に対して奨励金を交付するものです。

対象事業

自治会や子ども会等の各種団体が、市内の資源回収協力業者を利用して資源(新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・繊維類)を回収する活動

※回収した資源を業者に引取依頼される場合、業者に持込される場合のいずれも彦根市内に住所(所在地)を有する資源回収協力業者の利用に限ります。

対象経費

紙類(新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック等)および繊維類(古着・布きれ等)の回収量に応じて交付

補助金の額

資源回収重量1kgにつき2円

ダウンロードできる書類

- ・リサイクル活動推進事業奨励金交付申請書
- ・リサイクル活動推進事業奨励金交付請求書
- ・委任状

URL : https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/shimin_kankyo/5/3659.html

彦根市ホームページ

ホーム — 組織からさがす — 各課のご案内 — 市民環境部 — 生活環境課 —
申請書ダウンロード(生活環境関係) 等

その他

- ・提出される書類については、修正ペンや修正テープを使用しないでください。
- ・控えが必要な場合は、提出前にコピー等をとってください。
- ・回収された年度内の申請をお願いします(過年度回収分の申請は受付できません。)

市民環境部 清掃センター 業務係

野瀬町 279 番地 1

☎ 22-2734(直通)

概

要

自治会等(地域住民が自主的に結成する町内会)が、その地域において環境美化等を図るためのごみ集積所を設置する際、その経費の一部を補助するもの

対 象 事 業

市が収集するごみ集積所として、ごみ集積箱および防護ネットを設置する事業で、設置場所、構造等について、事前に市と協議が整っているものとします。

なお、補助要件として、ごみ集積箱は過去 5 年度以内、防護ネットは過去 3 年度以内において補助金の交付を受けていないものを対象とします。

また、設置をしようとする地域において、ごみの分別等の説明会を開催していただくことを要件とします。

※申請書等は、清掃センター窓口にて用意しております。

対 象 経 費

ごみ集積所 1 か所の設置に要する経費の 2 分の 1 以内とし、予算の範囲内で交付します。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数があるときは切り捨てします。

補 助 金 の 額

彦根市ごみ集積所設置事業補助金交付要綱に基づき、ごみ集積所 1 か所の設置に要する費用の 2 分の 1 以内としますが、設置の条件により、次のとおり最高限度額を設定しています。

- | | |
|--------------------------------------|-----------------|
| (1) 自治会区域を越えて既存の集積所を
2 か所以上統合する場合 | 35,000 円／箇所・自治会 |
| (2) 新たに設置する場合や更新する場合 | 40,000 円／箇所・自治会 |
| (3) 既存の集積所を 2 か所以上統合する場合 | 70,000 円／箇所・自治会 |
| (4) 防護ネット | 3,000 円／箇所・自治会 |

市民環境部 清掃センター 業務係

野瀬町 279 番地 1

☎ 22-2734(直通)

概 要

自治会等が、地域清掃活動により集められた揚土と草を回収します。
積込作業は委託業者にて行います。

内 容

清掃活動によって排出された揚土および草を、下記日程(日曜日)の翌日以降の平日(概ね5日以内)に、委託業者が回収します。立会い等は不要です。

揚土は土のう袋、草は草回収専用袋(希望団体に配布、容量 70 リットル)か透明な袋に入れて、回収申込時に申請いただいた箇所(1 団体につき数か所程度)に、飛散しないよう集積してください。

注) 回収日時は指定いただけませんのでご了承ください。

清掃活動実施日

令和 6 年(2024 年)4 月～12 月および令和 7 年(2025 年)3 月の日曜日

ただし、下記の日程は除きます。

《対象外の日程》

令和 6 年(2024 年)： 4 月 28 日、8 月 11 日、8 月 18 日、8 月 25 日、9 月 22 日、
12 月 15 日、12 月 22 日、12 月 29 日

令和 7 年(2025 年)： 3 月 16 日、3 月 23 日、3 月 30 日

※なお、令和 6 年(2024 年)6 月 2 日、7 月 21 日、8 月 4 日、10 月 20 日、11 月 10 日、
は、清掃センターへの自主搬入も受け付けます(午前 8 時 30 分～11 時 00 分、要事前申請)。

申 込 方 法

「自治会等一斉清掃に係る揚土および草回収事業実施要領」に基づき、事前に申請書を提出してください(自主搬入される場合も申請書を提出してください。)。おおむね清掃実施日の 1 か月前までに申請願います。

なお、回収可能量には限りがあるため、希望の日程に配車できないことがありますのでご了承ください。

自主搬入の場合、車両ごとに搬入許可証を交付します。

その他詳細につきましては、清掃センターまでお問合せいただきますよう、お願いします。

ダウンロードできる書類

彦根市ホームページ - 組織から探す - 各課のご案内 - 清掃センター - 自治会等一斉清掃に係る揚土および草回収事業 - 令和 6 年度「自治会等一斉清掃に係る揚土および草回収事業」について

- ・実施要領
- ・回収日程カレンダー
- ・排出時の注意事項
- ・自治会清掃におけるごみ分別のお願い
- ・回収申請書

都市政策部 住宅課
元町4番2号(市役所本庁舎2階)
☎ 30-6123(直通)

概要

空き家の利活用を促進し、地域の活性化および居住環境の改善を図ることを目的に、市内にある空き家を改修等して地域のために活用しようとする団体に対して、改修等工事に要する費用の一部を予算の範囲内において補助します。

【詳細】ホームページ番号：2983

対象の空き家

彦根市内にあり、現在および今後も利用予定がない住宅または建築物

対象事業

地域の活性化を図るため、地域コミュニティの維持および再生を目的に対象となる空き家の改修等を行い、次のいずれかの用途に10年以上活用する事業

- (1) 滞在体験施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 創作活動施設
- (5) 文化施設
- (6) その他市長が認める用途

補助金の額

補助対象となる耐震化および改修等工事に要する費用の2/3以内(1,000円未満切捨て)

補助限度額：予算の範囲内

申込方法・注意事項

- ・住宅課に事前相談を行った上、申請書類を持参してください。改修工事の契約をした後の申請は受け付けられません。
- ・空き家の耐震性が確保されていること、または空き家の耐震性の向上を図る補強工事を実施されることが必要です。
- ・都市計画法、建築基準法、旅館業法等の許可等が必要な場合があります。事前に、関係各課にご相談ください。

- ・改修前写真は、改修箇所ごとに漏れなく撮影してください。また、撮影日が分かるように撮影してください。
- ・改修後写真は、改修前写真と同じ構図で比較できるように、改修箇所ごとに漏れなく撮影してください。また、撮影日が分かるように撮影してください。

ダウンロードできる書類

彦根市ホームページ — くらし・手続き — ごみ・水道・住まい・環境 — 住宅・建築 — 空き家対策 — 彦根市空き家対策総合支援事業の実施について

- ・交付申請時に必要な書類様式一式
- ・(変更・中止)承認申請書
- ・実績報告時に必要な書類一式
- ・交付請求書
- ・管理活用報告書
- ・事前相談から補助金交付までの流れ(フロー図)
- ・彦根市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱

そ の 他

彦根市では、「空き家を売りたい・貸したい」と考えている所有者と、「空き家に住みたい・借りたい」と考えている活用希望者をマッチングする、「彦根市空き家バンク」を実施しております。

【詳細】 ホームページ番号：2989

【彦根市空き家バンク事務局】

【電話】 0749-23-2123(まずはお電話にてご相談ください。)

【営業日】 月曜日から金曜日まで

【時間】 10時から18時まで(年末年始、ゴールデンウィーク、お盆は除く。)

関連事業

企画振興部 まちづくり推進課
元町4番2号(市役所本庁舎1階)
☎ 30-6117(直通)

概

要

自治会から市への要望事項の受付を行うもの

提出方法

別添様式に、要望内容等を具体的に記入いただいた上で、写真や地図など状況が分かるものをできる限り添付してください。

ホームページから電子申請フォームでも提出いただけます。

(彦根市ホームページ⇒申請書ダウンロード

⇒「まちづくり推進課関係」内自治会からの要望書(参考様式)内URLより申請)



受付期間

随時受付

※まちづくり推進課へ提出してください。

(支所・出張所を経由して提出いただいてもかまいません。)

その他

回答は、およそ1~2か月程度かかりますが、要望件数や現場確認等により、それ以上に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

要望については出来る限り一度にまとめたの提出をお願いします(緊急性のあるものを除きます。)

また、大規模な工事を伴う場合には、市としても計画的に施工する必要がありますので、できる限り8月末までに提出をお願いします。

要 望 書

団 体 名		代表者氏名	
代表者住所		電 話 番 号	
要 望 課 題			

※要望内容は 1 件につき 1 枚とし、地図や写真等も添付してください。

- ・ 用紙は別添の各種申請用紙の中に入っています。
- ・ 彦根市のホームページにも申請用紙があります。

彦根市ホームページ⇒申請書ダウンロード⇒「まちづくり推進課関係」内

回答方法 (希望する方法に○)	文書回答	電話回答	その他()
--------------------	------	------	--------

地元で調整済み・取組予定の事項

※要望内容に関することで、地元が実施や負担されている部分がありましたら記入ください。

事前相談について 例:○○課、滋賀県○○課など

※事前に相談している部署もしくは組織がありましたら、ご記入ください。

自治会活動に関係する市の業務について

同一内容であっても、担当所属が異なることがあります。
また、この他にも自治会に関係する業務があります。

	業 務 内 容	担 当 所 属	電話番号
防災	防災対策全般に関すること	危機管理課	30－6150
	自主防災組織に関すること		
防犯	防犯・防犯自治会に関すること (防犯自治会支部・地域安全連絡所等)	まちづくり推進課	30－6117
	防犯灯の設置補助に関すること		
	暴力追放推進に関すること		
交通安全	交通安全対策に関すること	交通政策課	30－6134
	放置自転車に関すること		
	飛び出し人形・ストップマークに関すること		
建設 道路 河川 公園	集会所設置等事業の補助に関すること	まちづくり推進課	30－6117
	市道および付帯施設の改修に関すること	道路河川課	30－6122
	河川・排水路の改修に関すること		
	溝ぶた上げ機の貸出しに関すること	農林水産課	30－6118
	農道に関すること		
	農業集落排水に関すること		
	道路補修資材の支給に関すること (市道の場合)	道路河川課	30－6122
	(農道の場合)	農林水産課	30－6118
	融雪剤の支給に関すること (市道の場合)	道路河川課	30－6122
	下水道の整備計画に関すること	下水道建設課	22－5232
	下水道の使用に関すること	上下水道業務課	22－5458
	官民境界に関すること	建設管理課	30－6121
	道路の占用(使用)に関すること		
	宅地開発指導(中高層建築を含む。)に関すること	都市計画課	30－6124
	公園および緑地に関すること		
	空き家等の情報提供に関すること	住宅課	30－6123
	狭あい道路の整備に関すること	建築指導課	30－6125

	業 務 内 容	担 当 所 属	電話番号
環境	ごみ収集に関する事	清掃センター	22－2734
	不法投棄に関する事		
	廃棄物減量・リサイクルに関する事	生活環境課	30－6116
	環境保全・公害防止に関する事		
	し尿処理に関する事		
	浄化槽に関する事		
教育	通学区域に関する事	教育総務課	24－7972
	公立公民館に関する事	生涯学習課	24－7974
	社会教育関係団体に関する事 (子ども会、PTA等)		
	市民スポーツ振興に関する事 (彦根市学区スポーツ振興会等)	スポーツ振興課	22－5955
	地域での人権学習に関する事 (人権のまちづくり懇談会・人権教育推進協議会等)	人権政策課	30－6115
福祉	民生委員・児童委員に関する事	社会福祉課	23－9590
	生活保護に関する事		
	生活困窮者自立支援に関する事		
	災害時避難行動要支援者制度に関する事		
	高齢者福祉・老人クラブに関する事	高齢福祉推進課 (地域包括支援係)	23－9660
	地域包括支援センターに関する事		
	在宅医療福祉に関する事	高齢福祉推進課 (企画管理係)	24－0828
	障害福祉に関する事	障害福祉課	27－9981
	発達(障がい)の相談	発達支援センター	26－8282
	児童福祉に関する事 (児童虐待・DV相談)	子育て支援課	26－0994
	(児童遊園)	子ども・若者課	49－2251
	ひとり親家庭施策に関する事	子育て支援課	26－0994
その他	感染症予防に関する事	健康推進課	24－0816
	広報ひこね等の文書の (自治会配布)	まちづくり推進課	30－6117
	配布に関する事 (業者配布ポスティング)	総務課	30－6100
	外国人住民への文書等の翻訳に関する事	人権政策課	30－6113
	多言語版広報ひこねに関する事		

企画振興部 まちづくり推進課
元町4番2号(市役所本庁舎1階)
☎ 30-6117(直通)

概

要

「広報ひこね」等の月1回の市からの文書については、
「自治会による配布」と「民間事業者による宅配(ポスティング)」のいずれかの方法を自治会単位で選択いただき、市内全ての人に市の情報を届けています。

※自治会による配布を選択される場合は、必ず内容を次の責任者へ引き継ぐようお願いします。

実 施 内 容

【共通】

配布単価 (1回の配布につき1戸当たり) 48円

配布回数 年間12回

【自治会による配布について】

配布部数 $A(\text{実配布数}) + B(\text{予備}) = C(\text{市からお届けする部数})$ という形で各自治会から報告をいただいています。
 $A(\text{実配布数})$ を基に手数料を算出します。

※配布部数の変更があった場合は、その都度まちづくり推進課宛てご連絡をお願いします。

配布区域 平成19年度に各自治会に照会させていただき作成しました「文書配布区域図(確定)」に基づき、その区域内全ての世帯に配布していただきます。

※宅地等の開発により、区域が変わることが把握できた場合には確認の連絡をさせていただきます。

自治会への編入などにより配布区域の変更があった場合は、恐れ入りますがその都度まちづくり推進課宛てご連絡をお願いします。

手数料 年4回、3か月分ずつの支払いとなります。たとえば、4月・5月・6月分を翌月の7月に、7月・8月・9月分は10月に、という形で指定の口座に振り込みます。

配 布 条 件

※自治会による配布の条件については、民間事業者と同様になります。

自治会による配布の条件は、以下のとおりとなります。

市が提示した以下の配布条件での配布ができない場合は、民間事業者による宅配(ポスティング)の方法に切り替えて配布させていただきますので、まちづくり推進課へお申出ください。

- 1 市は、広報ひこね等を全戸に配布する必要があることから、一戸建て住宅・集合住宅の別、自治会への加入・未加入の別および住民登録の有無にかかわらず、自治会で把握の上、区域内の全ての世帯に漏れなく配布していただきます。
- 2 企業等への情報提供を積極的に行っていく趣旨から、区域内で配布を希望される事業所、店舗等(住居と兼ねている場合を除く。)を自治会で把握の上、その事業所、店舗等に配布していただきます。
- 3 市からお支払いする文書配布手数料は、配布単価(※)に実際配布いただいた件数を掛けた金額とします。

※配布単価については、民間事業者による宅配業務の配布単価と同額(令和6年度については48円)です。なお、金額については、今後変動する可能性があります。

そ の 他

回覧について

市からの回覧文書については、平成20年度に廃止しました。以前に回覧文書でお知らせしていた内容は、広報ひこねへの掲載または全戸配布の文書でお知らせしています。

ポスター等の掲示依頼について

- ・自治会配布を行われている場合は、連絡便で送らせていただきます。
- ・ポスティング区域の自治会へは自治会長様宛て郵送させていただきます。

自治会長様への通知文書について

自治会長様宛て郵送させていただきます。

文書配布担当者(広報の配達先)の変更連絡について

広報ひこねをはじめとする文書等の配布担当者交代の届出は、交代する広報ひこねの号の前月の10日頃までに提出してください。

※広報ひこねの配達は、前月末に、指定された場所にまとめてお届けします。担当者交代の時期には、届出と、配達「入れ違い」が多発しておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

主な自治会発送文書一覧

※ここに挙げる文書は現時点の予定ですのでご了承ください。
 ※配布文書の部数が足りない場合は、各担当課にお尋ねください。
 ※この他にも地域限定のチラシ等が入る場合があります。

頻度もしくは 送付予定号	配布文書名	担当課
年12回	広報「ひこね」	広報戦略課
年4回程度	ひこね市議会だより	議会事務局
年3回程度	広報紙「社協ひこね」	社会福祉課
年2回程度	会報「シルバーひこね」	高齢福祉推進課
5月号	赤十字会員増強運動の推進と活動資金の募集について	社会福祉課
6月号	令和6年度 健康診査・がん検診のお知らせ	健康推進課
8月号	「ハウスクリーニング講習会」・「スマホ・パソコン・IT講習会」 チラシ	高齢福祉推進課
9月号	救急を受診する前に「令和6年度版」	健康推進課
10月号	「ひこねの城まつりパレード」等ポスター	観光交流課
	(共募)赤い羽根共同募金(戸別募金)依頼文書および資材	社会福祉課
11月号	ひこねの城まつりパレード・物産展 チラシ	観光交流課 地域経済振興課
12月号	年末年始の休日急病診療所について	健康推進課
1月号	犬上・彦根地域安全ニュース(冬号)	まちづくり推進課
3月号	彦根市男女共同参画社会づくり広報誌「かけはし」	企画課
4月号	路線バス総合時刻表・路線図	交通政策課
	ねっと彦根	社会福祉課
	令和7年度「緑の募金」運動協力依頼文書・資材(羽等)	農林水産課

地域自主防犯活動支援事業 (小学校区単位に組織された団体が対象)

企画振興部 まちづくり推進課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 1 階)
☎ 30-6117(直通)

概

要

各小学校区域において、市民一人ひとりの自らの安全意識の高揚を図るとともに、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けて自主的に活動する団体(いわゆる自主防犯団体)に対し、その活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの

対象となる自主防犯団体

小学校区単位に組織されたもの

※防犯自治会支部をはじめ、学区連合自治会、学区単位で組織化されている青少年育成協議会、PTA、子ども会指導員、交通安全協議会、社会福祉協議会等、防犯活動に関わる様々な関係団体が参画する横断的な組織で、将来的に渡っても安定的に存在する団体

補助対象事業

以下の(1)から(12)までの活動のうち、3つ以上の活動をしていただくことが必要

- (1) 地域におけるパトロール活動((8)および(9)の活動を除く。)
- (2) 防犯診断活動
- (3) 防犯灯の点検活動
- (4) 防犯器具のあっせんまたは配布
- (5) 玄関灯点灯運動
- (6) 防犯教室または講座の開催
- (7) 地域安全マップ等の作成
- (8) 通学路における安全指導
- (9) 通学路、公園等の安全点検
- (10) 防犯に関する広報および啓発活動
- (11) 防犯機器の設置
- (12) その他安全で安心なまちづくりに関する自主的な防犯活動

補助金の額

自主防犯団体が実施される事業経費の10分の8以内とし、40万円を限度とする。
※本補助金の交付は、一つの自主防犯団体につき1回限り

補助対象経費の内容

補助対象経費は、次表に掲げる活動に要する経費とする。ただし、人件費、食糧費(活動時における飲料(お茶等)を除く。)、燃料費および賞金または賞品に係る経費は、補助対象としない。

活 動	補 助 対 象
地域におけるパトロール活動 通学路における安全指導 通学路、公園等の安全点検	・ 帽子、ジャンパー、腕章、青色回転灯等 ・ 活動ボランティア保険
防犯診断活動 防犯灯の点検活動	・ 強力ライト、乾電池、防犯ブザー等
防犯器具のあっせんまたは配布 防犯に関する広報および啓発活動	・ 啓発広報ビラ、啓発用品(傷テープ等)、立て看板、桃太郎旗等
玄関灯点灯運動	・ 実施地区統一の啓発シール等
防犯教室または講座の開催	・ 講師、配布資料等に要する経費
地域安全マップ等の作成	・ 用紙、文房具、印刷等マップ作成に要する経費
防犯機器の設置	・ 非常通報装置、防犯カメラ、センサーライト等
その他安全で安心なまちづくりに関する自主的な防犯活動	・ その他安全で安心なまちづくり活動に必要と認められるもの

設置団体の紹介

平成 16 年度	くろがねもちを育てる会(城東学区)
平成 17 年度	旭森学区安全安心推進協議会(旭森学区) 平田学区防犯・防災本部(平田学区)
平成 18 年度	佐和山学区防犯自治会(佐和山学区) 金城学区交通安全・防犯会議(金城学区) 亀山子ども安全協議会(亀山学区) 河瀬学区安全ボランティア(河瀬学区)
平成 19 年度	高宮学区安全ボランティア(高宮学区) 稲枝北学区安全・安心まちづくり協議会(稲枝北学区)
平成 20 年度	城陽子どもを守る会(城陽学区)
平成 21 年度	城北子どもセーフティーネット(城北学区) 城西学区安全安心協力会(城西学区)
平成 22 年度	稲枝西学区安全・安心まちづくり協議会(稲枝西学区)

そ の 他

この補助金の申請を検討される場合は、できるだけ早期に(遅くとも 8 月末までに)まちづくり推進課までお問合せください。

なお、補助金の交付は、次年度(令和 7 年度)となります。

ただし、補助金を申請いただいたとしても、予算や件数の都合上、ご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

その他、新たに自主防犯団体設立を検討いただける場合も、まちづくり推進課までご相談ください。

(一財)自治総合センターコミュニティ助成事業 (宝くじ助成事業)

一般コミュニティ助成・コミュニティセンター助成……企画振興部 まちづくり推進課

元町4番2号(市役所本庁舎1階)

☎ 30-6117(直通)

地域防災組織育成助成……市長直轄組織 危機管理課

元町4番2号(市役所本庁舎4階)

☎ 30-6150(直通)

趣 旨

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に係る備品の整備等に対して助成を行うことにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るもの

助 成 事 業

(注)

- ・令和6年度コミュニティ助成事業実施要綱に基づく資料のため、補助内容については変更となる場合があります。
- ・令和7年度実施分の申請受付は、令和6年秋頃の予定です。申請を希望される場合はできるだけ早期に(8月末まで)、各問合せ先へご相談ください。

一般コミュニティ助成事業 (問合せ先：まちづくり推進課)

[対象]

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。)の整備に関する事業

[対象外となる事業]

土地の整備(取得・造成を含む。)、中古品の購入、既存の設備等の修理・修繕・撤去(ただし、地域の祭りに関する備品は対象)、車両(乗用式のトラクター・除雪機・草刈り機等も含む。)、娯楽性の高い備品、営利を目的とした設備等、銃・刀剣類、住民個人宅に設置されるもの、宗教に関する設備等の整備等

[助成金]

100万円～250万円 ※10万円単位(10万円未満切捨て)

コミュニティセンター助成事業 (問合せ先：まちづくり推進課)

[対 象]

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業

※建設後、地方自治法第260条の2に定める認可地縁団体名義での、建物の所有権保存登記が必要です。そのため、事前に自治会(町内会)の法人化の認可申請を行っていただく必要があります。

〔対象外となる事業〕

土地の整備(取得・造成を含む。)、既存施設の購入、既存の施設または設備等の修理・修繕・撤去および解体処理(ただし、コミュニティセンター助成事業における大規模修繕は助成対象)、外構工事等

〔助成金〕

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。
ただし、1,500万円を限度 ※10万円単位(10万円未満切捨て)

地域防災組織育成助成事業 (問合せ先：危機管理課)

〔対 象〕

自主防災組織が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く。)の整備に関する事業

〔施設・設備例〕

○可搬式動力ポンプ、ホース、AED、エンジンカッター、給水タンク、
発電機、放送機器、簡易資機材倉庫ほか

〔助成金〕

30万円～200万円 ※10万円単位(10万円未満切捨て)

これまでの助成事例

一般コミュニティ助成・コミュニティセンター助成

平成16年度

○川瀬馬場町駅地区自治会 コミュニティ広場の整備

平成18年度

○上稲葉町自治会 除雪機の整備
○葛籠町自治会 神輿の整備
○高根町自治会 屋外放送設備の整備

平成19年度

○千鳥ヶ丘自治会 屋外放送設備の整備

平成20年度

○八坂町自治会 太鼓の修理
○下石寺町自治会 コミュニティ広場の整備

平成21年度

○新海浜自治会 屋外放送設備の整備
○安食中町内会 コミュニティ広場の整備

平成22年度

○高宮町新町自治会 太鼓等の修理・整備

平成23年度

- 下稲葉町自治会 コミュニティ広場の整備
- 西沼波町自治会 野外放送設備の整備
- レインボータウン南彦根自治会 コミュニティ広場の整備

平成24年度

- 犬上川開出今地区竹林愛護会 炭焼き窯の整備
- 上西川町自治会 コミュニティ広場の整備
- 楡町自治会 楡町公民館の建設

平成25年度

- サニーヒルズ自治会 除雪機の整備
- 小野町自治会 太鼓踊り用備品の整備
- 松原町グリーンハイツ自治会 屋外放送設備の整備

平成26年度

- 山之脇町自治会 子ども神輿の整備
- 本町二丁目自治会 神輿・太鼓の修繕
- 開出今町内会 遊具の整備

平成27年度

- 中藪二丁目自治会 多目的広場の整備
- 大藪団地第2部自治会 屋外放送設備の整備

平成28年度

- 広野町町内会 広場の休憩所および活動備品の整備
- 上後三条町自治会 祭り道具（神輿・太鼓台）の修繕
- 日夏町中沢自治会 祭り道具（大太鼓）の修繕
- 河原一丁目自治会 自治会館の建設

平成29年度

- 平田町町内会 映写機器およびコミュニティ機器の設置
- 大堀町自治会 祭り道具（大太鼓）の修繕

平成30年度

- 前浦町自治会 大太鼓の修繕および提灯の新調
- 中央町町内会 子ども神輿の修繕

令和元年度

- 東山自治会 放送設備の整備
- 上平流町内会 自治会館の建設

令和2年度

- 金剛寺町自治会 太鼓の修繕および移動式放送設備の整備

令和3年度

- 南三ツ谷自治会 コミュニティ広場（遊具）の整備

- 下岡部町自治会 太鼓の修繕
- 下後三条町自治会 御神輿および太鼓台の修繕

令和4年度

- 海瀬町自治会 放送設備の整備
- 新海町自治会 草刈機の整備
- 東清崎町自治会 太鼓他備品の整備
- 薩摩町自治会 自治会館の建設
- 安清町自治会 自治会館の建設

令和5年度

- 野良田町自治会 自治会館の建設

地域防災組織育成助成事業

平成19年度

- 金城学区自主防災連合会 折りたたみ式アルミボート、船検用品、救命胴衣の整備

平成23年度

- 鳥居本学区防災推進協議会 発電機、かまどセット、充電ラジオ等防災資機材の整備

平成25年度

- 日夏町泉自主防災会 可搬式消防ポンプ式の整備

平成27年度

- 安食中町自主防災会 可搬式消防ポンプ式の整備

平成28年度

- 松原千原自主防災会 非常用放送設備の整備

令和元年度

- 芹橋二丁目自主防災会 発電機、リヤカー、車椅子等の整備

令和5年度

- 上稲葉町自主防災会 可動式消防ポンプの整備

そ の 他

例年、採択される事業は彦根市全体で1～3件程度です。
特に、コミュニティセンター助成事業は滋賀県下で3件程度となっております。
また、採択された場合は、前年度に申請した内容からの変更が原則認められないことから、申請時点において事業計画が確定していることが必要です。

自主防災組織の結成と活動活性化推進事業

市長直轄組織 危機管理課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 4 階)
☎ 30-6150(直通)

概

要

能登半島地震や東日本大震災、阪神・淡路大震災のような大規模災害時には、建物の倒壊や火災、道路・橋梁等の損壊が同時多発的に発生する他、電話の不通や電気・ガス・水道等の使用不能等も発生し、消防機関等の活動が著しく制限されたり、対応の遅れの出る可能性があります。

そのような中では、発災後、一定の間は、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域と命は自分たちで守る」ことが必要で、そのためには出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められます。とりわけ、地域に住む高齢者等の要援護者に迅速できめの細かい支援活動が、災害被害軽減のために重要であることが多くの災害経験の中で分かってきました。

これらの役割を担う組織を「自主防災組織」と呼びます。このような地域防災力向上の鍵となる自主防災組織を積極的に結成され「災害に強い地域」をつくりあげていく必要があります。

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。現在、市内では 200 組織が結成されています(令和 6 年 3 月 1 日現在)。

内

容

自主防災組織は、地域において「共助」の中核をなす組織であるため、各地域の実情に応じた体制づくりや活動計画の策定が必要となります。地域で自主防災組織をつくろうと思われたら、ぜひ危機管理課までご相談ください。設置届やマニュアルのお渡し、規約作成等の支援も行っております。

【参考】防災会の規模

自主防災組織の規模は、一般的な基準として、町内会または自治会単位を基本とします。複数の自治会や町内会が合同で組織することも可能です。

受付期間

通年

必 要 事 項

自主防災組織結成の際は、組織の目的、事業内容、役員の選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確化した規約を定め、危機管理課へ提出してください。

そ の 他

自主防災組織の活動

自主防災組織の理想的な活動内容を記述しますが、組織の規模等に応じ無理なく徐々に活動を広げていくことも良いことです。

組織の事情等により、活動が休止している自主防災組織は、まず出前講座「防災講習会」を開催し、住民の危機意識を高めていくことから始めることをお勧めします。

(1) 平常時の予防活動

- ア <防災知識の普及・啓発> 地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災講習会、災害図上訓練(D I G)等を実施するものとする。
- イ <地域の災害危険の把握> 災害予防に資するため、地域固有の危険箇所、災害時要援護者の実態等の把握に努めるものとする。
- ウ <防災訓練の実施> 災害時の応急活動が的確に行えるよう定期的に防災訓練を実施し、必要な知識および技術の習得に努めるものとする。
- エ <火気使用設備器具等の点検> 大地震発生時、被害の発生または拡大の原因となる火気使用設備器具、危険物品等を点検するものとする。
- オ <防災資機材の整備> 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(2) 災害時の応急活動

- ア <情報の収集および伝達> 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を執るため、市防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達するものとする。
- イ <出火防止および初期消火> 地震等が発生した場合は、直ちに住民に対し、火の始末を呼び掛け、出火した場合は、初期消火に当たるものとする。
- ウ <救出・救護> 建物の倒壊や落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、資機材を有効に活用し、直ちに救出救護活動を行うものとする。
- エ <避難> 避難勧告または指示が発令された場合は、災害時要援護者も含め全ての住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導するものとする。
- オ <給食・給水> 水、食料等の配給、炊き出し等の給食・給水活動に当たるものとする。

企画振興部 人権政策課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 3 階)
☎ 30-6113(直通)

概

要

自治会で作成されている文書等について、外国人住民向けに 4 言語(ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語)への翻訳を行います。

翻 訳 依 頼 の 流 れ

- ① 人権政策課まで、お電話で翻訳依頼についてご相談ください。
- ② 翻訳する文書を、電子データ(Word または Excel)で、Eメールに添付して送付してください。
送り先：人権政策課多文化共生係 kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp
- ③ 翻訳が終わり次第、Eメールで翻訳文書をお送りします。

※ 翻訳依頼に係る費用は、無料です。

※ 翻訳を必要とされる文書の内容や分量によって異なりますが、A4 サイズ 1 枚当たりを約 2 週間で翻訳させていただきます。

※ ご依頼が多く、納期が重なっている場合は、納期限の延長についてご相談をさせていただきます場合があります。時間に余裕を持ってご依頼ください。

実 施 期 間

通年

受付時間：平日の 8 時 30 分～17 時 15 分

※受付時間外および土日・祝日に送付された場合は、翌日以降の受付となります。

問 合 せ 先

彦根市 企画振興部 人権政策課 多文化共生係
電話：0749-30-6113
E-mail：kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp

企画振興部 人権政策課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 3 階)
☎ 30-6113(直通)

概 要

『多言語版 広報ひこね』(ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語)を、毎月 1 回発行しています。

内 容

『広報ひこね(日本語版)』より、外国人住民に関係する記事を選択し、4 言語(ポルトガル語、英語、中国語、ベトナム語)に翻訳した『多言語版 広報ひこね』を毎月 1 回発行しています。市役所、支所・各出張所、福祉センター、くすのきセンター、国際交流サロンのほか、市立病院、市内量販店等に配架しています。

また、地域内に暮らす外国人住民に配布を希望される自治会にも送付しています。

**【自治会で外国人住民に「多言語版 広報ひこね」の配布を希望する場合】**

人権政策課まで、①自治会名 ②自治会長(または送付担当者)の名前・住所 ③必要部数をご連絡ください。

※ 『多言語版 広報ひこね』は、外国人住民の居宅に直接郵送することはできません。毎月 1 回、自治会長または送付担当者に郵送しますので、外国人住民に手渡しをお願いします。

※ 外国人住民の転入・転出等により、配布部数が変更となった場合は、ご連絡ください。

問 合 せ 先

彦根市 企画振興部 人権政策課 多文化共生係
電話 : 0749-30-6113
E-mail : kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp

企画振興部 企画課女性活躍推進室
元町4番2号(市役所本庁舎4階)
☎ 30-6101(直通)

概要

性別にかかわらず、参加し活躍することができる地域づくりに積極的に取り組んでおられる自治会や団体を表彰します。

内容

ご応募いただいた後、選考委員会にて選考し、表彰します。

実施期間

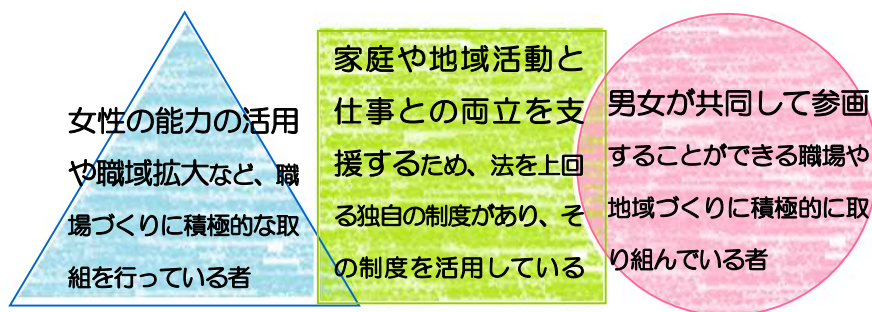
令和6年5月1日(水)から令和6年12月13日(金)まで

必要事項

応募用紙に必要事項を記入し、企画課女性活躍推進室へ提出してください。

その他

実施期間中は、市ホームページから応募用紙がダウンロードできます。
(市ホームページ>組織から探す>各課のご案内>企画振興部>企画課>女性活躍推進室>令和6年度男女共同参画推進事業者・団体を募集します)
URL : <https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/3/7/19134.html>



市民環境部 生活環境課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6116(直通)

概 要

ごみの減量と資源化を推進する施策のひとつとして、生ごみを微生物のはたらきを利用して処理し、たい肥に変える「簡易生ごみ処理」の普及啓発を委託するものです。

内 容

簡易生ごみ処理に取り組む団体に普及啓発事業を委託し、事業費の一部を委託費用としてお支払いします。

- | | | |
|--------|-------------------------|-----------------------------|
| ・委託団体 | 8 団体(令和 5 年度実績) | |
| ・委託期間 | 令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月末 | |
| ・団体会員数 | 1 団体につき 5 名以上とする。 | |
| ・委託金額 | ≪内訳≫ 材料費等
活動費
事務費 | 人数に応じて
人数に応じて
5,000 円 |

団体の主な活動の流れ

- ① 簡易生ごみ処理に取り組む会員の募集
- ② 生ごみ処理容器の購入および会員への配布
- ③ 会員への簡易生ごみ処理方法の指導
- ④ ぼかし(発酵促進剤)の作成および会員への配布(ぼかしを使用する場合)
- ⑤ 各種イベント等での簡易生ごみ処理の紹介による普及啓発
- ⑥ 実績の報告(年度末)

必 要 事 項

団体と市との間で委託業務契約を締結します。
詳細は、契約書の中で定めます。

そ の 他

詳細な情報をご希望の方は、生活環境課までご連絡ください。

福祉保健部 社会福祉課
平田町 670 番地(福祉センター2 階)
☎ 23-9590(直通)

概要

災害が起こったとき、「自力での避難が難しい人」を「地域の力」で安全な場所へ避難していただく「仕組みづくり」を目指す制度です。

内容

登録対象者(①満 75 歳以上の者のみの世帯の高齢者、②要介護 3・4・5 の認定を受けている人、③身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人、④療育手帳 A1・A2 を所持する人、⑤精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を所持する人、⑥難病患者、⑦①～⑥に準じる状態にあり、災害時に避難支援等が必要である人)を、災害時等に支援者(地域協力者、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員)の手助けで、お互いが安全な場所に避難していただくとする制度です。

なお、申請に当たっては、個人情報(要介護および障害の程度を除く。)の提供を避難支援等関係者に提供することに同意していただく必要があります。

実施期間

通年

必要事項

登録を希望される場合は、「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書」に必要事項を記載し、社会福祉課に提出していただきます。

また、制度に登録され、個人情報の提供の同意をいただいた際は、お住まいの地域の自治会長様へ登録された方の情報が記載された記録票を送付します。送付した記録票は適切に保管し、地域の防災の取組の際にご活用いただく等ご検討いただけますと幸いです。

その他

詳細については彦根市ホームページをご覧ください。

⇒ https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/5/2/3/3/3165.html

その他については、社会福祉課(☎23-9590)にお問合せください。

「ふくしのまちづくり応援グッズ」 貸出事業

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域づくりボランティアセンター
平田町 670 番地 福祉センター別館1階
☎ 22-2821(直通) FAX 22-2841

概 要

地域での住民の生活を豊かにし、元気な生活を応援するとともに、様々な生活支援の一環として、地域住民同士のふれあい活動をさらに充実させるための備品や移動支援のための車いす、車両の貸出しを行っています。

また、福祉活動や防災訓練に取り組む自治会に対して、軽トラックやテントの貸出しを行っています。

内 容

- ① 地域における居場所・つながり・健康づくり
サロンセット(オセロ等のゲーム)を貸し出しています。
- ② 福祉や防災に係る学びの推進
プロジェクター、スクリーン、ピンマイクセット、車いすを貸し出しています。
- ③ 安全・安心の子育て&お出かけ・移動の応援
ベビーカー、チャイルドシート、移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」(トヨタノア・ナビ付き・ドライブレコーダー付き・走行距離 50 キロ以下無料)を貸し出しています。
- ④ 助け合い・支え合い活動の応援
福祉活動や防災訓練に取り組む自治会に対して、「軽トラック(おたすけートラ)」(スズキキャリィ・ドライブレコーダー付き、走行距離 50 キロ以下無料)やテントを貸し出しています。

※全て貸出無料。貸出期間は原則 2 週間以内。

※「おたがいさんさん号」および「軽トラック(おたすけートラ)」の貸出期間については、原則 1 日以内。

50 キロを超える場合は、利用者負担あり。運転手は付きません。

受付期間

受付時間：平日の 8 時 30 分～17 時 15 分

※事前に申請等が必要です。詳細はお問合せください。



赤い羽根共同募金活用事業 「つながり訪問セット」の配布

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域支援課 地域サポート係
平田町 670 番地 福祉センター別館1階
☎ 22-2821(直通) FAX 22-2841

概要

集う機会が少なくなり、孤立やフレイルを心配する状況が続いています。
これまでのつながりが途切れないように“集う”から“出会いに行く”見守り合い活動に活用できる『つながり訪問セット』を無料で配布します。
※この訪問セットは「赤い羽根共同募金」の地域助成金を財源として作成しています。

内 容

〔セット内容&使い方〕

① 見守り合い交換ノート(専用バインダー&シート)

気になる方同士の交換日記に使ったり、自治会やグループ内で回覧ノートとして使ったり、使い方はイロイロです。

② 訪問カード(ハガキ)

滋賀大生による素敵なデザインのハガキにメッセージを添えて、気になる方のお宅のポストへ直接お届けください。

③ 脳トレシート(12種類)

毎月1種類ずつ、自宅で、集いの場で、脳トレに挑戦してください。無料で使える脳トレシートなので、自由にコピーしてお使いください。

④ 見守りチェックリスト

暮らしや地域の中での『見守り合いポイント』をみんなで話し合ったり、実際にチェックシートを使って地域の状況を確認したり、見守り合いの意識を高めて、安心して暮らせる地域をみんなで作りましょう。

⑤ フレイル予防チラシ

自治会やグループ内で回覧して、健康づくり&介護予防に役立ててください。



受付(配布)期間

随時受付

午前8時30分～午後5時15分(ただし、土日、祝日を除きます。)

※必要数を彦根市社会福祉協議会までご連絡ください。

※訪問セット数に限りがあるため、無くなり次第終了となります。



赤い羽根共同募金助成事業 「見守り合い活動推進助成」

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域支援課 地域サポート係
平田町 670 番地 福祉センター別館 1 階
☎ 22-2821(直通) FAX 22-2841

概要

地域における見守り合い活動を推進することで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を図るため、下記の交付要件を満たす事業に対し助成します。

※本事業は、「赤い羽根共同募金」からの配分を受けた地域助成金を財源として助成を行うものです。

対象事業

交付要件

次の2つの要件を両方とも満たす必要があります。

- (1) 自治会または自治会が認める団体(当該自治会内のボランティアグループや老人会等)が主体となって、「見守り合い活動(=地域サロンや見守り訪問等)」を概ね月1回以上、行っていること。
- (2) 見守り合い活動後に、関係者による「見守り会議」が少なくとも、3か月に1回の頻度で開催されていること。

※「関係者」とは、活動に携わるスタッフ、自治会長または自治会役員(福祉委員等を含む。)のほか、民生委員・児童委員、市社協の地域担当ワーカーなどです。
「見守り会議」とは、見守り合い活動を通して気付いた“地域の福祉課題や困りごと”などを話し合う場です(開催に当たっては、社協職員がサポート役に入ります。)

助成金の額・対象経費

項目	助成金の額	対象経費
見守り合い活動推進費	50,000 円を上限 (千円未満切捨て) 1 自治会につき 1 回限り (ただし、2 回(連続する 2 事業年度)まで分割して申請可能とする。)	見守り合い活動の立ち上げおよび拡充に直接要する経費とし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。 (1) 消耗品費：周知チラシ用紙代等 (2) 印刷製本費：周知チラシ印刷代等 (3) 備品費：机、イス、パソコン、ラジカセ、ビブス等 (4) 設置工事費：会場のトイレの洋式化、会場内の手すりの設置費用等
見守り会議開催推進費	開催 1 回につき 2,000 円 1 月につき上限 1 回	特に用途を問わない。 (活動奨励金として交付するため)

* 見守り会議を行わずに、活動の推進のみを行う場合には、助成金の対象とはなりません。
* 対象外となる経費がありますので、詳細については社会福祉協議会までお問合せください。

受付期間

令和7年2月末まで随時受付

午前8時30分～午後5時15分(ただし、土日、祝日を除きます。)

※原則、活動開始前に申請が必要です。

申請関係

申請書類については、彦根市社会福祉協議会までお越しください。

彦根市社協ホームページ「各種助成金情報」からもダウンロードできます。

ホームページアドレス <https://www.hikone-shakyo.or.jp/>



彦根市地域福祉活動計画・第2次計画 実践取組チーム④
 (事務局) 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会 地域支援課
 平田町 670 番地 福祉センター別館 1 階
 ☎ 22-2821(直通) FAX 22-2841

概要

「彦根市地域福祉活動計画・第2次計画」では、よりよい地域での暮らしを実現していくため、多様な団体・機関、地域住民が主体となりチームでの実践的取組を推進しています。実践取組チーム④では、「インターネット社会における地域福祉の推進、利便性と安心の充実」をテーマに様々な取組を進めています。

インターネットをうまく活用して自治会や地域活動の負担を減らし、気軽に楽しく取り組めるように、そしていつでもどこでも誰でも学ぶことができるように『LINEを使った回覧板の作り方』動画を作成しました。

内容

動画は、①市内の実践取組紹介編(約12分)と②実際に作ってみる編(約17分)の2部構成となっています。

◎視聴方法

【YouTubeでの動画公開】

下記、QRコードから動画の視聴が可能です。
 (視聴は無料ですが、通信料が必要です。)



YouTube 視聴イメージ

- ① 市内の実践取組紹介編 ②実際に作ってみる編

【DVDディスクの貸出し】

DVDディスクの貸出しを行っております。
 費用は無料です。



都市政策部 交通政策課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6134(直通)

概 要

皆様が自転車を安全にご利用いただくために自転車安全利用五則が設けられています。令和 5 年 4 月 1 日から道路交通法の一部改正により、自転車の運転者、補助いす等に乗せる同乗者に、ヘルメットを被るよう努力することが義務付けられました。自転車は車の仲間です。交通ルールを守って、自転車を「安全・快適・便利」に利用しましょう。

内 容

自転車の運転者および補助いす等に乗せる同乗者も乗車用ヘルメットを被るよう努めることになりました(道路交通法第 63 条の 11 より)。
自転車による死亡事故の負傷部位は、頭部が多くなっています。自転車乗用中はヘルメットを被るよう努めましょう。

必 要 事 項

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※上記①～④は罰則がありますが、⑤については、努力義務のため罰則はありません。

そ の 他

参考 URL :

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_seisaku/5/2_4/21998.html

交通安全啓発(飛び出し人形・ストップマークの交付)

都市政策部 交通政策課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6134(直通)

概 要

地域の交通安全啓発のため、飛び出し人形もしくはストップマークの交付を行います。

内 容

年度内において、1 自治会に対し、飛び出し人形(1 体)もしくはストップマーク(上限 5 枚)のいずれかを交付します。

実 施 期 間

通年(申請は、1 年度につき 1 回限り)

必 要 事 項

交付をご希望の自治会は、申請書様式をホームページよりダウンロードしていただき、必要事項を記入し、自治会長印を押印の上、交通政策課窓口へ提出してください。

なお、飛び出し人形交付希望の場合は、設置場所が分かる資料(地図)を申請書に添付して提出してください。

※申請書様式ダウンロード

URL : https://www.city.hikone.lg.jp/kurashi/kotsu_doro/2/22006.html

※申請書様式は、交通政策課窓口にも設置しています。

出前講座

市長直轄組織 危機管理課
元町4番2号(市役所本庁舎4階)
☎ 30-6150(直通)

概要

地震等の大規模災害時には、地域住民の一人ひとりが「自分たちの地域と命は自分たちで守る」必要があります。地域に住む高齢者等の要配慮者に対する支援活動が、災害被害軽減のために重要であるため、「自助」および「共助」の意識と強化を図ること等を目的に、自治会・老人クラブ・自主防災組織・ボランティアグループ・各種団体等の会合などで実施される防災講座や研修会等に、講師を派遣しています。

実施期間

通年(土日、祝日および夜間についても、日程を調整の上、実施可能)

申込方法

希望日の1か月以上前までに危機管理課へ電話連絡をしてください。
※申込みが重複する場合はお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
日程および内容調整の後、「防災講習会講師派遣申請書」を提出していただきます。

その他

「防災講習会講師派遣申請書」は、彦根市ホームページからダウンロードできます。
・彦根市ホームページ－暮らし・手続き－防災・防犯・救急－訓練・講演会・啓発－防災出前講座について－防災講習会講師派遣申請書のダウンロード

【防災出前講座メニュー(例)】

- ・地震災害に備えて
過去の地震と発生が危惧される地震の被害想定を紹介し、その備えを学ぶ。
- ・水害に備えて
過去の水害を紹介し、ハザードマップの活用など水害に対する備えを学ぶ。
- ・自主防災組織の設置に向けて
これから自主防災組織を結成しようとする自治会を対象に、その目的や活動方法について説明するもの
- ・災害図上訓練DIG(ディグ)
住宅地図(白地図)を使用し、グループ毎に地域の防災地図を作成する中で地域の特性を知り、防災意識を高めるもの
- ・避難所運営ゲームHUG(ハグ)
年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図に配置し避難所で起こる様々な出来事を模擬体験するもの

企画振興部 企画課女性活躍推進室
元町4番2号(市役所本庁舎4階)
☎ 30-6101(直通)

概要

市民の皆様(自治会・老人クラブ・事業所・サークル等)に男女共同参画社会について気軽に考えていただく講座です。皆様のところへ男女共同参画地域推進員が講師として伺います。

実施期間

年間随時(土日・祝日および夜間の実施も可能です。)
開催時間は60分～90分程度

申込方法

申込書に必要事項を記入し、メール・ファックス・郵送にて、開催希望日の1か月前までに企画課女性活躍推進室へ提出してください。

メールアドレス：danjo@ma.city.hikone.shiga.jp

ファックス：0749-22-1398

さんかくミニ講座(男女共同参画出前講座)申込書は、企画課窓口、もしくは市ホームページにあります。

市ホームページ>くらし・手続き>講座>さんかくミニ講座(男女共同参画出前講座)について

URL: <https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/3/6/3/2694.html>

その他

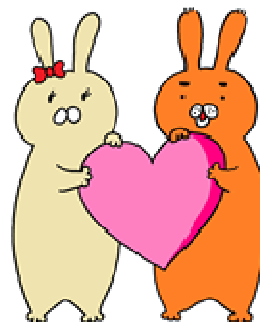
「自治会役員になってくれる人がいない」
「これからどうしたらいいんやろう・・・」
といったお悩みに答える、男女共同参画についてのお話をさせていただきます。

【講師謝礼】 無料

【講座内容のテーマ(例)】

- ・男女共同参画(社会)ってなに？
- ・地域における男女共同参画を考える
- ・家庭における男女共同参画を考える
- ・ジェンダー(社会的性別)を考える

企画や研修内容、進行方法などもお気軽にご相談ください♪



企画振興部 人権政策課
元町4番2号(市役所本庁舎3階)
☎ 30-6113(直通)

概要

国際的な感覚を持った人材の育成を目指して、多種多様な参加型学習教材を用いた国際理解教育分野の出前講座を行っています。グループワークやアクティビティによって、楽しく、体験的に国際理解を深めることができます。

人権のまちづくり懇談会、各種研修会などご利用ください。



実施期間

通年(土日・祝日の開催については、要相談)

申込方法

- ①「国際理解教育出前講座申込書」に必要事項を記入し、FAX・Eメールで人権政策課へ提出してください。
- ②申込内容を確認後、講座の実施日や内容について、担当者から連絡をします。

※ 開催希望日の1か月前までにお申込みください。

※ 終了後は、「事業報告書」に記入いただき、人権政策課へ提出してください。

彦根市 企画振興部 人権政策課 多文化共生係

電話：0749-30-6113

FAX：0749-24-8577

E-mail：kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp

その他

「国際理解教育プログラム申込書」および「事業報告書」は、彦根市ホームページからダウンロードできます。

◆国際理解教育プログラム出前講座(HP番号：11151)

URL：https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kikakushinko/4_1/2/5/3/11151.html



市民環境部 生活環境課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6116(直通)

概 要

地球温暖化やエネルギーのほか、水・生き物・琵琶湖・ごみ・公害などについて、ご希望の内容に応じ、分かりやすくお話しします。

実 施 期 間

随時実施
土日、夜間の実施についてはご相談ください。

申 込 方 法

生活環境課へお申込みください。
事前に開催日時や講座の内容、参加人数等について確認させていただきます。
※開催日の 1 か月前までにお申込みいただきますようお願いします。

そ の 他

講師は関係機関(滋賀県地球温暖化防止活動センターなど)から派遣します。都合により、日程を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

市民環境部 生活環境課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6116(直通)

概 要

本市のごみの排出状況などの現状をご理解いただき、ごみの減量と資源化のために一人ひとりができることを考えていただくための講座です。

ごみの分別やリサイクルの方法、生ごみをはじめとする燃やすごみの削減などをテーマにお話しします。

実 施 期 間

随時実施(日時等はお相談ください。)

申 込 方 法

生活環境課へお申込みください。

事前に開催日時や講座の内容、参加人数等について確認させていただきます。

※なるべく開催日の 1 か月以上前にお申込みいただきますようお願いします。

そ の 他

1 回 30 分から 1 時間程度です。

市民環境部 生活環境課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6144(直通)

概 要

消費生活相談員が公民館等に出向いて、消費生活トラブルを未然に防ぐための方法等をお話いたします。

※相談員が講演を行えない場合は、消費生活事業に関するDVDの貸出しを行います。

実 施 期 間

講演時間は、平日 9 時から 16 時までです。

DVDの貸出しは申込書により対応します。ただし、他の団体と重複する場合は調整いたします。

申 込 方 法

メールまたはファックスにて、ご希望日のおよそ 1 か月前までに、彦根市消費生活センター(生活環境課内)までお送りください。申込書受付後、簡単な打合せのため、申込者様へ連絡します。申込書内にあります連絡先を必ずご記入ください。

※消費生活出前講座およびDVD貸出申込書は市ホームページにあります。

メールアドレス：seikatsukotsu@ma.city.hikone.shiga.jp

ファックス：0749-27-0395

そ の 他

- ・講演者の送迎をお願いします。
- ・講演の時間は1回 30 分から1 時間程度です。
- ・講演(ご依頼)内容によっては、マイク、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の準備および設定をお願いします。また、こちらで用意する物品の授受を講演当日より前にお問い合わせの場合は、事前に彦根市消費生活センターまでお越しください。

ダウンロードできる書類

- ・消費生活出前講座およびDVD貸出申込書
彦根市ホームページ
ホーム－くらし・手続き－相談－生活相談－消費生活相談－出前講座(消費生活)

市民環境部 清掃センター 業務係

野瀬町 279 番地 1

☎ 22-2734(直通)

概 要

ごみや資源の分別方法と出し方、マナー等のほか、ごみの減量やリサイクルの推進について理解を深めていただくため、自治会や各種団体の会合等に職員を派遣し、説明を行います。

実 施 期 間

通年

※土日、祝日や夜間についても、日程を調整の上、実施いたします。

申 込 方 法

事前に説明会の希望日時、開催場所、参加予定人数、希望される説明内容、連絡先を申請書に記載し、提出してください。

※随時受付しております。

※申請書は、清掃センター窓口にも用意していますが、任意の様式でも受付しています。

そ の 他

一人でも多くの方にごみの出し方や減量化、資源化等について知っていただくため、自治会等で開催される集会や地区懇談会、自治会一斉清掃等、地域の方がお集まりになる機会にぜひともご活用ください。

説明内容については、自治会のご希望を最優先いたします。また、屋内外を問わず出向きますので、お気軽にお声掛けください。

福祉保健部 高齢福祉推進課 地域包括支援係
平田町 670 番地(福祉センター1 階)
☎ 23-9660(直通)

概 要

高齢者虐待の早期発見・解決のためには、地域の皆様からの情報提供が不可欠です。地域の皆様に高齢者虐待防止の基礎知識を身に付けていただき、地域の見守り体制を強化することで、高齢者虐待の兆候が見られる家庭をいち早く支援できるようにするために、「高齢者虐待防止啓発出前講座」を実施しています。

実 施 期 間

通年

原則として平日の 9 時から 17 時まで(30 分程度)

※上記の日程・時間帯以外を希望される方はご相談ください。

申 込 方 法

- ・ご希望日の 1 か月前までに、高齢福祉推進課地域包括支援係へお申込みください。ご依頼はお電話で結構です。以下の 5 点についてお伝えください。

①団体名 ②担当者名・連絡先 ③希望日時 ④開催場所 ⑤参加予定人数
※日時は調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

認知症を知る出前講座

(認知症サポーター養成講座)

福祉保健部 高齢福祉推進課 地域包括支援係

平田町 670 番地(福祉センター1 階)

☎ 23-9660(直通)

概

要

認知症は、誰もがなり得る病気です。認知症の人は記憶障害などから日常生活に支障が出る結果、周りの人との関係が損なわれたり、家族が疲れ果ててしまうことも少なくありません。

しかし、周りの人が認知症の人や家族をそっと見守り手助けすれば、住み慣れた地域で生活することも可能です。誰もが安心して暮らすために、まず認知症を知ることから始めませんか？

実 施 期 間

通年

原則として平日の9時から17時まで

※上記の日程・時間帯以外を希望される方はご相談ください。

申 込 方 法

・ご希望日の1か月前までに高齢福祉推進課地域包括支援係までお申込みください。

①団体名 ②代表者名 ③連絡先

④希望日時(第2希望まで) ⑤開催場所 ⑥参加予定人数

上記の事柄をお知らせください。

・申込用紙はホームページにもあります。

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/7/5/2196.html

・おおむね5名以上でお申込みください。

そ の 他

・講座はキャラバン・メイトと言われる講師が、教材やビデオ、紙芝居などを行ないながら実施します。

・講座時間はおおむね1時間程度です。

・市内在住の方のほか、市内勤務の方も対象に実施しています。

・この講座は、認知症サポーター養成講座です。認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症という病気や接し方、家族の気持ちなどについて理解し、認知症という病気を持つ人や家族をそっと見守る応援者です。



認知症サポーターキャラバン

マスコット ロバ隊長

脳の健康チェック付き ほっとかない認知症講座

福祉保健部 高齢福祉推進課 地域包括支援係
平田町 670 番地(福祉センター1 階)
☎ 23-9660(直通)

概 要

最近、老化によるもの忘れの段階から認知症という病気になるまでの間に認知症の予備段階(MC I)があると言われるようになりました。MC I の時期に、生活習慣を改善することで、認知症予防につながります。皆さん一緒にこれからの生活習慣を学んでみませんか？

※講座では、希望される方に、もの忘れの有無に気付くための質問を用いた、タッチパネル(機器)による脳の健康チェック(一人当たり 5 分程度)を行うことができます。

実 施 期 間

通年

申 込 方 法

・ご希望日の2 か月前までに、お住まいの学区の地域包括支援センター(その他参照)までお申込みください。

- | | | |
|----------------|-------|---------|
| ①団体名 | ②代表者名 | ③連絡先 |
| ④希望日時(第3 希望まで) | ⑤開催場所 | ⑥参加予定人数 |

・申込用紙はホームページにもあります。

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/7/5/2198.html

・40 歳以上のおおむね5 名以上のグループでお申込みください。

そ の 他

- ・脳の健康チェックは認知症を「診断」するものではありません。
- ・講座は30 分程度、その後、脳の健康チェックを行います。
- ・地域包括支援センター

○地域包括支援センターすばる

(鳥居本) TEL : 21-5412 FAX : 21-5464

(城東・佐和山) TEL : 24-0494 FAX : 24-0408

○地域包括支援センターハピネス

(城西・城北) TEL : 27-6702 FAX : 21-0302

○地域包括支援センターひらた

(金城・平田) TEL : 21-3555 FAX : 21-5022

○地域包括支援センターゆうじん

(城南・高宮・旭森) TEL : 21-3341 FAX : 21-3306

○地域包括支援センターきらら

(城陽・若葉・河瀬・亀山) TEL : 28-9323 FAX : 28-9322

○地域包括支援センターいなえ

(稲枝東・稲枝北・稲枝西) TEL : 47-3320 FAX : 47-3315

こんき
コツコツ続ける金亀(根気)体操出前講座

福祉保健部 高齢福祉推進課 地域包括支援係
平田町 670 番地(福祉センター1 階)
☎ 23-9660(直通)

概 要

彦根市では、元気で長生き！を目指し、足腰の力を保ち、向上させるため「コツコツ続ける金亀(根気)体操」(以下、金亀体操)というご当地体操があります。
本市では、この体操を地域で継続して取り組むグループを増やす取組を実施しており、この出前講座は体操の一部を体験していただく講座です。

第2弾として新しく作成した「金亀体操^{ぶらす}+」についても少しお話しします。

<内容> 運動の大切さのお話(ロコモティブシンドロームについて)
金亀体操の体験(一部) 約1時間程度

実 施 期 間

通年

申 込 方 法

・ご希望日の1か月前までに担当学区の地域包括支援センター(その他参照)へお申込みください。

- | | | |
|-----------------|--------|----------|
| ① 自治会名 | ② 代表者名 | ③ 連絡先 |
| ④ 希望日時(第3希望まで) | ⑤ 開催場所 | ⑥ 参加予定人数 |
| ⑦ 体操の選択(椅子または床) | | |

上記の事柄をお知らせください。

・申込用紙はホームページからダウンロードできます(下記URL参照)

⇒ https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/fukushi_hoken/7/3_1/2191.html

・4人以上のグループ(老人会、自治会等)でお申込みください。

・金亀体操を既に始めておられるグループは対象外です。

そ の 他

《地域包括支援センター》

○地域包括支援センターすばる

(鳥居本) TEL: 21-5412 FAX: 21-5464

(城東・佐和山) TEL: 24-0494 FAX: 24-0408

○地域包括支援センターハピネス

(城西・城北) TEL: 27-6702 FAX: 21-0302

○地域包括支援センターひらた

(金城・平田) TEL: 21-3555 FAX: 21-5022

○地域包括支援センターゆうじん

(城南・高宮・旭森) TEL: 21-3341 FAX: 21-3306

○地域包括支援センターきらら

(城陽・若葉・河瀬・亀山) TEL: 28-9323 FAX: 28-9322

○地域包括支援センターいなえ

(稲枝東・稲枝北・稲枝西) TEL: 47-3320 FAX: 47-3315

高齢者の場合・・・福祉保健部 高齢福祉推進課 地域包括支援係

平田町 670 番地(福祉センター1 階)

☎ 23－9660(直通)・FAX 30－9231

障害のある人の場合・・・福祉保健部 障害福祉課 相談支援係

平田町 670 番地(福祉センター1 階)

☎ 27－9981(直通)・FAX 30－9231

概

要

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方々は、財産の管理や契約の手続を自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援することを目的とした成年後見制度について、基本的な仕組みや手続方法をご説明します。

実 施 期 間

通年

原則として平日の9時から17時まで(60分程度)

※上記の日程・時間帯以外を希望される方はご相談ください。

申 込 方 法

ご希望日の1か月前までに、彦愛犬権利擁護サポートセンター(その他参照)へお申込みください。

ご依頼はお電話で結構です。以下の5点についてお伝えください。

①団体名 ②担当者名・連絡先 ③希望日時 ④開催場所 ⑤参加予定人数

なお、日時は調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

そ の 他

彦愛犬権利擁護サポートセンター

平田町 670 番地(福祉センター別館1 階)

☎(0749)22－2855 ・ FAX(0749)22－2856

福祉保健部 障害福祉課

平田町 670 番地(福祉センター1 階)

☎ 27-9981(直通)・FAX 30-9231

概 要

日本では年間 2 万人を上回る人が自ら命を絶っています。自殺を考えている人は、口には出さなくても何らかのサインを発しています。ゲートキーパー(命の門番)とは、このようなサインに気付き、傾聴し、支援につなげ、見守る人のことです。

<講座内容>

ゲートキーパーの役割、声かけの仕方、自分自身のこころの健康について

実 施 期 間

通年

原則として平日の 8:30～17:15

1 時間程度

※上記の日程・時間帯以外を希望される方はご相談ください。

都合により、やむを得ず日程の変更や中止をさせていただく場合もありますので、ご了承ください。

申 込 方 法

希望の 3 週間前までに、障害福祉課に申し込んでください。日程調整させていただきます。

福祉保健部 健康推進課
八坂町 1900 番地 4(くすのきセンター2 階)
☎ 24-0816(直通)

概 要

健康は、健やかで心豊かな暮らしを送るための財産です。
「自分の健康は自分で守る」ために、こころと体の健康づくりについてお話しします。

テーマ①生活習慣病予防～あなたの血管を守るためにできること～
②こころの健康～こころが元気になる生活習慣、ストレスとのつきあい方～

実 施 期 間

令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月(平日のみ)

申 込 方 法

1 か月前までに、窓口にて健康講座申込書をご提出ください。
※申込書には希望日時、開催場所、希望テーマ(①または②)、参加予定人数、代表者連絡先を書いていただきますが、任意の様式でも受付します。
※実施日は、相談の上、決定します。なお、希望日時は第 3 希望までご検討の上、ご相談ください。

そ の 他

・所要時間 40 分～1 時間程度(ご希望に応じて調整させていただきます。)

No.15

出前講座

ドメスティック・バイオレンスを知る出前講座

子ども未来部 子育て支援課
平田町 670 番地(福祉センター2 階)
☎ 26-0994(直通)

概 要

どういった行為が暴力になるのか、なぜ被害者は逃げられないのかなどドメスティックバイオレンス(DV)の特徴や発生の仕組み、DV被害の回復への道筋などをご紹介します。

実 施 期 間

通年

原則として平日の9時から17時まで(30分～1時間程度で応相談)

※上記の日程・時間帯以外を希望される場合はご相談ください。

申 込 方 法

- ・ご希望日の1か月前までに、子育て支援課へお申込みください。
ご依頼はお電話で結構です。以下の5点についてお伝えください。
①団体名 ②担当者名・連絡先 ③希望日時 ④開催場所 ⑤参加予定人数
- ・日時は調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

子ども未来部 子育て支援課
平田町 670 番地(福祉センター2 階)
☎ 26-0994(直通)

概 要

近年、新たな課題として認識されてきたヤングケアラーはお手伝いとはどう違うのか、何が問題となっているのかを彦根市の実態を交えてお伝えすることで、ヤングケアラーの発見と地域での支援につなげましょう。

実 施 期 間

通年

原則として平日の 9 時から 17 時まで(30 分～1 時間程度で応相談)

※上記の日程・時間帯以外を希望される場合はご相談ください。

申 込 方 法

- ・ご希望日の 1 か月前までに、子育て支援課へお申込みください。
ご依頼はお電話で結構です。以下の 5 点についてお伝えください。
①団体名 ②担当者名・連絡先 ③希望日時 ④開催場所 ⑤参加予定人数
- ・日時は調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

子ども未来部 子育て支援課
平田町 670 番地(福祉センター2 階)
☎ 26-0994(直通)

概 要

子どもを虐待から守るためには、地域の皆さんの協力が不可欠です。本講座では、児童虐待の実態や発生する背景、支援の状況などをお伝えすることで、児童虐待を始めとした様々な困難を抱える子どもの権利を守っていく方法を一緒に考えましょう。

実 施 期 間

通年

原則として平日の 9 時から 17 時まで(30 分～1 時間程度で応相談)

※上記の日程・時間帯以外を希望される場合はご相談ください。

申 込 方 法

- ・ご希望日の 1 か月前までに、子育て支援課へお申込みください。
ご依頼はお電話で結構です。以下の 5 点についてお伝えください。
①団体名 ②担当者名・連絡先 ③希望日時 ④開催場所 ⑤参加予定人数
- ・日時は調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

子ども未来部 発達支援センター
平田町 597 番地 1
☎ 26-8282(直通)

概

要

「発達障がい」とは、生まれもった発達上の個性(特性)^{とくせい}があることで、日常生活に困難をきたしている状態をいいます。

発達障がいの原因はまだはっきりしていませんが、脳の機能の偏り^{かたよ}によるものと考えられており、育て方や本人の努力不足、生活環境等によるものではありません。また、子どもだけの障がいではありません。その個性(特性)の現れ方には個人差があり、その人の現状に合わせた支援を考えることが大切です。

本講座は、一般の方を対象とした、発達障がいの理解や支援の第一歩となるような内容です。

実 施 期 間

通年随時(年末年始・年度末・年度初めは除く。)

※土日・祝日・夜間など、開催日時によっては対応が難しいこともあります(要相談)。

申 込 方 法

彦根市発達支援センターへ電話や来所等でお申込みください。開催日時や参加者等について確認させていただきます。その後、申請書をご提出ください。様式は自由です。

観光文化戦略部 文化財課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 3 階)
☎ 26-5833(直通)

概 要

- ・文化財課の専門職員による、市内の文化財についての講座です。
- ・下記のテーマから選んでください(テーマに含まれない話はお受けいたしかねます。)

詳細は彦根市ホームページをご覧ください。

彦根市HP <https://www.city.hikone.lg.jp/kanko/rekishi/7/9690.html>

テーマ

- ・彦根のお城
- ・彦根のまち・道
- ・遺跡から学ぶ地域の歴史
- ・大名の庭園
- ・彦根の日本遺産
- ・彦根城を世界遺産に

実 施 期 間

通年 原則は平日の 60～90 分程度

申 込 方 法

開催希望日の 1 か月以上前(講座の準備のため)

そ の 他

- ・講師謝礼不要
- ・会場の手配および使用料や、資料の印刷、材料費は主催者が負担
- ・必要に応じて講師の送迎をお願いする場合があります。

都市政策部 建築指導課
元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)
☎ 30-6125(直通)

概 要

地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震化に関する出前講座を行います。耐震診断や耐震改修の方法、彦根市の補助制度について説明します。

実 施 期 間

随時実施

※土日・祝日および夜間についても、日程調整の上、実施します。

※やむを得ず日程の変更をさせていただく場合もありますのでご了承ください。

申 込 方 法

講座開催日の 2 週間前までに申込用紙に必要事項を記入し、建築指導課窓口に提出してください。

※日時は調整させていただく場合があります。

そ の 他

詳しくは、建築指導課までお問合せいただくか、彦根市ホームページをご覧ください。

- ・彦根市トップページ → くらし・手続き → ごみ・水道・住まい・環境
→ 住宅・建築 → 耐震診断・耐震改修(補助等)
→ 住宅の耐震化にかかる出前講座をいたします

・URL : https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_seisaku/3/4/2938.html

都市政策部 交通政策課

元町 4 番 2 号(市役所本庁舎 2 階)

☎ 30-6134(直通)

概 要

『愛のりタクシー』の停留所が町内にあるけれど、お使いになったことのない方、使い方がよく分からないという方はおられませんか？

『愛のりタクシー』沿線の皆様に利用方法をご説明します。

実 施 期 間

通年

(原則、午前 10 時から午後 7 時までの時間帯。説明時間は、30 分程度です。)

申 込 方 法

希望日の 3 週間前までに、交通政策課へお申込みください。

※日時は調整させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※申込書は下記 URL からダウンロードできます。

そ の 他

・『愛のりタクシー』は、予約があったときのみ運行するタクシー車両を使った公共交通です。

・彦根市内での主な運行エリア

鳥居本学区、稲枝学区、河瀬学区、亀山学区、若葉学区、城陽学区、高宮学区
旭森学区の一部、佐和山学区の一部、城北学区の一部

※詳しくは、下記 URL をご覧いただくか、交通政策課までお問合せください。

・ URL :

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_seisaku/5/2_3/2997.html

彦根市民憲章

豊かな自然と歴史遺産に恵まれた彦根市に住むわたくしたちは、先人のたゆまない努力によって築かれた郷土に誇りと責任をもち、風格と魅力のある都市を創造していくために努力します。

わたくしたち彦根市民は

郷土を愛し、水と緑の美しいまちをつくります。

歴史と伝統を生かし、文化の香り高いまちをつくります。

人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくります。

心とからだを鍛え、働く喜びに満ちたまちをつくります。

若い力を育て、夢と活気のみなぎるまちをつくります。

彦根市人権尊重都市宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらに持っている基本的な権利です。

わたくしたち彦根市民は、

日本国憲法の理念にのっとり、お互いに相手の立場を考え、広く豊かな人間関係をつくり、差別のない明るく住みよい社会を築くために、市民一人ひとりが、正しい人権意識の高揚に努め、市民憲章の実践を誓い、ここに彦根市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。